

○議事日程

令和7年12月5日（金） 午前9時00分開議

日程第 1・一般質問

日程第 2・松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙

日程第 3・諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について

日程第 4・議案第52号 開成町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例を制定することについて

日程第 5・議案第53号 開成町民センター条例等の一部を改正する条例を制
定することについて

日程第 6・議案第54号 開成町福社会館条例の一部を改正する条例を制定す
ることについて

日程第 7・議案第55号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正す
る条例を制定することについて

日程第 8・議案第56号 開成町重度障害者等年金給付条例を廃止する条例を
制定することについて

日程第 9・議案第57号 指定管理者の指定について（地域集会施設）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	清 水 友 紀	2番	吉 田 敏 郎
3番	石 田 史 行	4番	井 上 慎 司
5番	武 井 正 広	6番	前 田 せ つ よ
7番	今 西 景 子	8番	寺 野 圭 一 郎
9番	佐 々 木 昇	10番	山 下 純 夫
11番	星 野 洋 一	12番	山 本 研 一

○説明のため出席した者

町	長	山 神 裕 副	町	長	石 井 護
教 育	長	石 塚 智 久	参 事 (兼)		
		企 画 政 策 課	長	岩 本 浩 二	

参事（兼） 総務課長	山口哲也	参事（兼） 地域防災課長	小玉直樹
参事（兼） 福祉介護課長	中戸川進二	財務課長	高島大明
税務窓口課長	遠藤直紀	環境課長	高橋清一
保険健康課長	土井直美	子ども課長	奥津亮一
都市計画課長	柏木克紀	都市整備課長	井上昇
産業振興課長	加藤康智	会計管理者 （兼）出納室長	石井直樹
参事（兼） 学校教育課長	田中栄之	生涯学習課長	田代孝和

○議会事務局

事務局長	中村睦書	記	佐藤久子
------	------	---	------

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年開成町議会12月定例会議、第2日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問、答弁は、簡潔にお願いします。

2番、吉田敏郎議員、どうぞ。

○2番（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。2番議員、吉田敏郎です。さきの通告どおり、2項目について質問をいたします。

1つ目として、教育現場の現状と課題を問うということで、よろしく申し上げます。

全国では、本来、児童・生徒等を守り育てる立場にある教職員が児童・生徒に対して下着を盗撮し、画像などをSNSのグループチャットで共有するという事案が相次いでおります。児童・生徒への性暴力がなくならないと報告されている。

また、教職員の繁忙や保護者等への対応によるメンタルヘルス不調による長期療養者はここ数年間増加傾向にあり、当該休職率は、令和2年、1.03%から令和5年1.42%へと増加をしております。20代が特に増加傾向にあること、所属校在籍2年未満での休職が約半数を占めているということが確認をされております。

そして、公立幼・小・中学校の園舎・校舎が過年数により老朽化しており、修繕や改修が必要となってきました。

このことは、全国自治体での共通課題となっています。

そこで、本町での学校現場においての現状と課題についてお伺いをいたします。

1つ目としまして、教職員による性暴力防止対策は。

2つ目として、教職員のメンタルヘルス対策は万全か。

3つ目として、開成小学校体育館のトイレ等の早期改修を。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

おはようございます。それでは、吉田議員の御質問、教育現場の現状と課題を問う、についてお答えいたします。

まず1点目の教職員による性暴力防止対策は、についてお答えいたします。

教職員等による児童・生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づき、国、地方公共団体、学校、関係機関が連携し、性暴力の防止等に関する施策を総合的に講じることで、教職員による性暴力を根絶し、児童・生徒が安

心して学校生活を送れる環境づくりを目指しております。

教職員による性暴力は、児童・生徒の心身の健全な発達を著しく阻害する重大な問題であり、その防止と根絶に向けた対策が強化され、主に「予防・未然防止のための取組」と、「早期発見と対応の迅速化」を中心に取り組んでいます。

神奈川県では、県教育事務所単位で各会議において県教育委員会の取組の情報共有等を行うほか、各市町村教育委員会を県の職員が訪問し、意見交換を行うなど、神奈川県全体での取組強化を図っています。

また、予防・未然防止のための取組として、県教育委員会と連携しながら、不祥事防止会議や研修を年6回以上、全職員に対して実施し、教育公務員としての自覚の醸成、法律の遵守を促しております。

具体的には、教職員に対し、性暴力が人権侵害であることへの理解を深めるための啓発・研修を計画的に実施し、「何が性暴力に当たるのか」「なぜ問題なのか」を明確にしています。

さらに、私物のカメラや携帯電話を教育活動で使用しないよう定め、特段の必要に応じては、管理職の許可のもと、限定的な利用としているところです。

あわせて、生徒指導対応や相談対応については、複数名で対応することや、SNSのやり取りは、町が管轄するアプリを通して行うよう指導をしています。

また、神奈川県教育委員会においては、教員免許状失効情報のデータベースを利用し、過去に性暴力で懲戒処分や免許失効となった者の情報を確認し、不適切な人物の採用防止に努めており、採用面接等を通じ、経歴を詳細に確認するなど所要の措置を講じているとのこと。

早期発見と対応の迅速化など、迅速化の取組として、児童・生徒が被害を訴えやすいよう、学校に相談を受ける体制を整えています。

教職員は、児童・生徒や保護者からの相談、第三者からの通報等で情報が入った場合、管理職へ報告・相談する体制を徹底するとともに、行為が疑われる教職員と被害児童・生徒を速やかに分離し、被害児童・生徒の安全の確保に努めることとしています。

今後も、性暴力を含めた人権侵害、犯罪行為が起きないように、教育委員会として引き続き指導をしてまいります。

2点目の教職員のメンタルヘルス対策は万全か、についてお答えいたします。

教職員のメンタルヘルスは、児童・生徒の教育環境の質に直結する重要な課題であり、近年、全国的に不調を訴える教職員が増加傾向にあります。

教職員のメンタルヘルスをめぐる現状として、精神疾患による病気休職者の増加が挙げられます。

メンタルヘルス対策の中心となる予防の取組としては、教職員自身がストレスに気づき、適切に対処できるよう、ストレスチェック制度の活用やセルフケア研修、必要に応じて産業医との面談を進めるとともに、睡眠、運動、趣味など、仕事以外の時間で心身を休ませる重要性を啓発しております。

あわせて、職場環境の改善及び業務改善として、事務作業の効率化、ICTツールの活用や勤務時間の適正化を推奨し、長時間労働の解消に努めているところです。

3点目の開成小学校体育館のトイレ等の早期改修を、についてお答えいたします。

学校トイレは、児童・生徒にとって快適で衛生的な学校生活を送るために不可欠な要素であり、その在り方と改修方針は、教育環境の質に影響するとされていることから、町立学校において、児童・生徒が日常的に頻繁に使用するトイレについては、水洗化及び洋式化が完了しております。

御質問の開成小学校体育館付近に設置しているトイレについては、施設全体の維持補修の緊急度・優先度及び児童の利用状況に鑑み、未改修となっております。

今後も、学校の意向を踏まえ、老朽化対策、機能面や安全性の向上の観点からも、検討してまいります。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

教育長から非常に懇切丁寧に答弁をいただきました。それでは再質問をさせていただきます。

教職員による性暴力等防止対策は、主に今の答弁の中で、未然防止のための取組と、早期発見と対応の迅速化を中心に取り組んでいるとの御答弁でありますけれども、県教委と連携しながら不祥事防止期間や検証6回以上全職に対して実施しているとのことでもありますけれども、実際、6回以上、何回実施したのか、また、その回数をして十分であるとお考えになるか、まずお聞きします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それではただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

町立小中学校においては、不祥事防止会議や研修を年間計画に基づき、今年度は年間10回から12回実施を予定しています。その回数が十分か十分でないかということですが、私は回数ではないと考えております。

わいせつ事案等の対策の研修では、懲戒に関する内容や不祥事を起こしたその後についての内容が多いのですが、私は教員としての誇りや使命感の醸成、そういったものも必要かと考えております。

教員の不祥事が起こりますと、さも教員みんながといったような誤解を招くような報道がされることがありますが、多くの教員、またほとんどの教員は、強い使命感や高い倫理観を持って、教職の道を選んできています。そんな先生方の気持ちに訴えかけるような研修も必要かと考えております。

ちなみにですが、今年度5月から7月にかけて町内の学校、園で教職員を対象に、私が講師となり、次のような研修を実施しました。

教師の魅力は、専門性と人間性である。専門性とは、授業力と生徒指導力といった内容で、教師の魅力を高めるための専門性と人間力の向上を目指した研修です。

私も先生方と共に成長しようという気持ちで実施をいたしました。

教師は授業で勝負する。授業で子どもたちを鍛える。そして、子どもたちが憧れる教師である。子どもたちにとっての大人の手本であれといった言葉で、先生方に思いを伝えました。先生方の心にきっと届いているものと信じております。

以上でございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。今、教育長から、本当に今回、もう5月、7月に、自分が講師となって、先生方にそういう講演をしたということを伺いました。また、今年は10回から12回の予定だというような御答弁がありました。これからも、本当にそういう形でやっていただきたいと思えますけれども、性暴力は人権侵害であること、理解を深めるために啓発・研修を実施し、何が性暴力に当たるのか、なぜ問題なのかを明確にすることということで、そういうことも今回の今の教育長の発言と答弁と同時に、いろいろこれからやっていくということは理解いたしました。

その中で、この5月、7月に行われた教育長主催の講演会においても、また、今までこれから行おうとしている。また、今までやってきたことに対して、全職員が、全教職員の先生方含め、職員が、そちらのほうを性暴力云々に関して、理解できていると解釈してよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、ただいまの御質問についてお答えします。

性暴力について全職員が理解しているかという御質問かと思いますが、性暴力は人権侵害であり、犯罪行為であることは、不祥事防止会議等々や研修を通しまして、具体的に全職員が理解しているものと認識しています。また、理解していないと困ります。

わいせつ事案にかかわらず、不祥事は信用失墜行為です。教育の根幹は、信頼です。信頼関係のないところに教育は成り立ちません。信頼していないものの教えを誰が聞く耳を持つのか。ということです。ですから、不祥事は絶対に起こしてはならない。このことは、全職員が理解しているものと私は信じております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。教育長から心強い答弁をいただきました。そういう形で、これ

からも進めていただきたいと思います。

答弁の中で、私物のカメラや携帯も、要するにスマホを教育活動で使用しないと定めていると。ただ、特段の必要に応じて許可の下、限定的な利用としているという御答弁がありましたけれども、この限定的な利用としている、その具体をちょっとお願いします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それではただいまの御質問についてお答えします。

結論から申しますと、実際に、そういった私物のカメラ等を使うということは原則ございません。

学校の備品のカメラやタブレットがありますので、個人のスマホやカメラの使用というのは、現実的でないということです。また、行事等のときには、撮影業者が入りますので、ここでいう限定的な利用というのは、想定外のケースがもし発生した場合、そのときには特例として、管理職の許可の下という文言を加えてあるということです。現実的にはないと解釈していただいてよろしいかと思えます。

現実にも、そういった個人のスマホを授業や行事等のところで職員が使っているということはありません。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。分かりました。当日に、何かあったときには、学校にはタブレットで使っているということはありませんけれども、実際、現実的にはそういうものは使用していないということで理解しましたけれども、このやはりスマホ、いろいろ学校でも突発的に何か起きた場合に、どうしてもスマホが必要になるのかなというような感じも受けますので、そういった場合、このスマホを、公費として購入するお考えはありますか。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それではただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほど申しましたように、現実的に必要ありませんので、購入は不要かと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

確かに現実的に起こり得ることもないことと理解しますが、そういった形で公費で購入することはないということですが、もしそういったことがないことがいいのですけれども、例えば学年に1台とか、部活動のときに1台とか、そういうことによって、公費でそういうのを購入しても、そういう考えを持っていただけるのもいいかなということで質問させていただきました。

これからもその性暴力に対していろいろをやっていると思っていて、これからもよろしくお願ひしたいと思ひますけれども。

次に早期発見と対応の迅速化について、ちょっと質問させていただきます。

答弁の中に被害を訴えやすいよう、学校に相談を受ける体制を整えていると、教職員は情報が入ったら総合管理職へ報告相談する体制を徹底する。そして、被害者児童の安全確保に努め、人権侵害、犯罪行為が起きないように指導していくことの答弁がありましたけれども、こういうことは今までも、本町でもやっていると申ひます。これからはしっかりと進めていただきたいと思ひますけれども、これに対して御答弁があればお願ひします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、ただいまの御質問についてお答ひいたします。早期発見と対応の迅速化についての御質問だと思います。

小中学校においては、教育相談コーディネーターの役割の教員を設置したり、子どもや保護者が相談しやすい体制づくりを行っております。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった担当と連携した対応もしております。また、人権侵害、また犯罪行為等が起きないように、道徳教育を軸とした人権教育や相手意識を持つ協働的な学び、学級や学校、児童・生徒が主体的に経営に関わるような特別活動、そういったものを実践しておりますので、そういった活動を通して、子どもたち自身の中から、そういったことに対しての早期発見を促すような、そういった教育というか、取組をしているところでございます。

すみません。うまく答えられませんでしたけど。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

教育長からは、本当に順次対応しているということは伺えますので大丈夫です。

また、今、しっかりとそういう研修・啓発をもうやっているということですが、やはりそういう早期発見、対応の迅速化において、教職員の先生方が注意し合える、そういう環境も必要だと思います。

また、教職員は互いに情報を持っておりますし、危ない雰囲気を感じたりすることもあると思ひます。何か変だなという段階で、確かに先ほども答弁ありましたように管理職に報告することは非常に大切であると思ひますけれども、教職員が相互

に防止を図ることができる、また、指摘できるような、そういった組織づくりをつくったらどうですかというお話をさせていただきますけれども、そういうことに対してお考えはいかがでしょう。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、私からただいまの質問についてお答えさせていただきます。今、議員のおっしゃるその組織とは、多分風通しのよい職場と表現できるのではないかなと思います。それはまさに目指す職場だと思います。

市職員みんなが、目配り、気配り、心配りのできる、そういった職場であります。そのような職場に近づけるためにも、職員研修等を重ねることが必要だと思っています。

また、御指摘のとおり、事故防止に当たっては、教職員がお互いに気づく、また声かけ等のそういった同僚性が大切になっていきます。各園校長とも、日頃よりそういったところを共有しているところでございます。

学年や校務分掌のグループなどで、そういった校内組織において、風通しのよい職場風土となるよう、日頃より促しているところでございます。

また、教職員の日頃の悩みが大きくなる前に、教職員もスクールカウンセラーや、また管理職等の面接を呼びかけたり、年次研修において、県教育委員会や町教育委員会の指導主事が教科指導や生徒指導の悩みだけでなく、仕事上の悩みについても聞いたりする。そういった取組、また1人で抱え込まないような様々な立場から、それぞれの教員に関わるような、そんな取組をしております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

教育長のそのお気持ちをもって、これからも進めていただきたいと思いますが、先ほど教育長の御答弁の中に、やはり教職員同士の、そういう同僚性が必要だということをおっしゃいました。まさにそういうことは非常に大事だと思いますので、今これから教育長が答弁したとおり、またその中で本町の公立学校、小中学校含めて、そういうところでしっかりとこれからもそういうことをしていくということが答弁ありましたので、しっかりとやっていただきたいと思います。

それから次に、教職員のメンタルヘルス対策は万全かということなのですが、これに対して質問させていただきますけれども、教職員のメンタルヘルスは、児童・生徒の教育環境の質に直結する重要な課題でありますし、予防の取組として、仕事になる時間で心身を休める重要性の啓発をしていると、そういう答弁がありました。

教職員の健康維持に、町としてどのようなことをしているのか、具体的にもしあ

りましたらお願いします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

それでは具体的なお話ですので、私からお答えをしたいと思います。

本文にもございますように、まずメンタルヘルス対策、一番大事なことは、計画的、組織的に取り組むことということで、1人で抱え込まないということがまず大事なのかと考えてございます。

具体的には、全教職員を対象としたストレスチェックを定期的を実施すること。するだけではなくて、その結果を踏まえて必ず職場改善につなげていただくというお願いをしております。

また産業医も配置してございますので、専門医によります面接指導ですとか、相談体制を整備してございます。

残念ながら確かに全国的には教職員の精神疾患等によります休職者が増えているという状況でございますけれども、こういった手を打ちながら、限りなく万全である体制を整えて、これからもやってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

吉田です。今、参事からそういう具体的にストレスチェック等いろいろ整備をしているということで答弁をいただきましたけれども、その中で、ICTツールの活用や、答弁の中に勤務時間の適正化を推進し、長時間労働の解消に努めるという答弁もありましたけれども、労働基準法の規定では、公立学校の教師も労働基準法の労働者に含まれております。各学校においては、労働基準法に定められた少なくとも45分、または1時間の休憩を確実に取っているか、その辺、ちょっと本町においては、その辺、具体的に詳細にわたってお願いします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。議員おっしゃるとおり、教職員の休憩時間につきましても、労働基準法に基づきまして1日の中で45分間取得するよとということ、これは、幼・小・中含めまして、全校、全園で計画はしてございます。

とはいえ、学校現場というのは、大変特性がございまして、やはりトラブル、子ども同士のトラブル、あるいはそれ以外のトラブル、こういったものがありますと生徒対応等で急な公務が入りますと、どうしても休み時間が削られてしまうということは実態としてはあろうかと思っております。

ただそういった急なもの以外、いわゆる定性的な仕事等で休み時間が削られるこ

とのないように、答弁にもありましたようにICTを活用したり、その他仕事の分担割合を見直す等々、現場では大変努力を重ねているところがございますし、いつの日か、その45分必ず取れる日が、今のこの取組が始まったばかりでございますから、働き方改革というものをもっと進んでいけば、45分確実に取れるということが可能ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

そういったことが、これから続くと理解をいたしますけれども、やはり現場の先生方の声を聞きますと、休憩時間はどこからなのかというのが、なかなかそういう理解ができない。そして、どうしてもいろいろな職員会議等々をはじめ、いろんな会議が入って、どうしても教職員においては、休憩ということがなかなか理解できていないという、なかなか取れないということもありますので、そういうことも踏まえて、しっかりとそういうことをしていただきたいと思います。

また、そういうことに開成町の町外のいろいろな各自治体に対して先んじて、そういうものにどんどん近づいていけるような方向性で進めていっていただきたいと思います。

昨日の同僚議員の質問の中で、スクールソーシャルワーカーの話が出ました。そして、なかなかそれに対して違う職員とか、そういう方たちが、別の方が常駐して、それに対応していると。非常にいい方向ができていくということを伺いました。また、そういう意味で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そういう方たちの本当にそういう現場の先生から聞きますと、月に1回、週に1回、できれば常駐してほしいという、そういうお話も伺います。これに対してどういうお考えか、お願いします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。現場も含めまして、あるいは教育委員会も含めまして、これからはSC、いわゆるスクールカウンセラー、SSW、スクールソーシャルワーカー、大変重要な役割を担っていただくと考えております。ただ、それぞれは少し違う取組になりますので、いわゆる子どもを中心として学校という中で動いていくのはスクールカウンセラー、昨日お話ししたように、家庭環境に起因するようなもの、あるいはもう少し広い範疇で捉えなければいけないもの、例えば経済的な問題ですとか、こういうものが絡む場合には、SSW、スクールソーシャルワーカーということで対応してございます。

1点、ここの世界で私どもの悩みは、人材がなかなか確保することが難しいというお話がございまして、仮にその経費的なものを確保できても、お願いできる方が

やはり引っ張りだこになりますので、こういった方をしっかりと見つけ出しまして、開成町のために、御尽力いただける方を探していくということは、実は我々事務局側の一番大切な仕事だと考えてございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

そういう人材確保が難しいということは分かりました。理解しますけれども、本当にこれからもそういう形で、町、事務局対応をしっかりとそういう対応していただきたいと思います。

次に、時間があれですのでちょっとだけですけれども、開成小学校の体育館のトイレ等の早期改修ということで、答弁の中には、緊急度や、優先度、利用状況を踏まえるということを考えて未改修ということでもありますけれども、やはりこのトイレに関しては、私が今回この質問をさせていただいたのは、いろいろ皆さん、町民の方からもお話を聞きますけれども、開成小学校の10月の運動会が開かれたときに、私も孫の応援に行っていたのですけれど、その中で数人の方から特に高齢者の方ですけれども、特に女性の方なのですけれども、やはり途中トイレに行ったと。そうすると、足の不自由の方、またどうしても家の水洗とか、洋式トイレに慣れている方、そしてどうしてもそういう体勢ができない方等との話を聞いて、トイレ、もうちょっと何とかならないのかねという声がありました。

そういうことで、今までもそういう現場の先生とか、そういうところで、また避難所になり得る開成小の体育館、屋内練習場がありますので、そういうことも含めて、先ほど答弁もありましたけれども、やはりトイレというのは非常に大切なところであり、トイレは昔、御不浄と行って、あまりきれいなところではないというような理解もありますけれども、やはりトイレがきれいだということになると、そのことによって、非常に児童・生徒を含め、町民の方たちもトイレがきれいということになると、学校に行ってみよう、そういうところに自由にトイレに行ってみようとか、そういうことで、やはりトイレは非常にいつもの他事的な立場でありますけれども、常に一番前進的に、一番進んでいる設備として、トイレとしてやっていただくと非常にいいのかなと思います。

そういう意味で、開成小学校の体育館のトイレ、下2階にもあります。ピロティにもあります。あちらのほうの改修に対して、確かに優先順位が低いということがありますけれども、改めてもう一度その辺に対してこれからの対応についてお話を願います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをさせていただきます。当初答弁の少しトレースになりますけれども、もちろんトイレというのは、とても大事な場所だと私は特に思っております。多分

御指摘の場所というのは、体育館の1階の奥のほうにあるトイレですね。意外とあそこにトイレがあるということを知らないぐらい奥まったところにございまして、子どもたちが実際使うかということ、正直ほとんど使うケースはないと伺っております。本校舎につきましては、全て洋式化が済んでございまして、いわゆる児童の授業の部分においては、あまり問題がないというのが、まず1つ目。ただ、あのトイレがある以上は、やはり快適に使える状態にしたいという思いはございます。

毎年でもないですが、ほぼ毎年のように学校からは改善ということで予算要求が上がってまいりますけれども、お答えしたように、それ以上に、まず子どもたちのためにやらなければならない場所、ことがありますので、優先順位とすれば、どうしても後ろに下がってしまうというのがまず現実です。

もう1つは、和式トイレをそのまま洋式便座だけ取り替えても、水が上手に流れない。これまでもそういう経験してまいりましたけれども、そもそも水のほう、水道の工事も結構大規模にやりませんと、なかなか流れていかないという問題がありますので、ただ便器を取り替えるだけではなくて、開成小学校もまだまだ生徒数も500名を超える学校でございまして、もうしばらく校舎を使わなければなりませんので、どこかのタイミングで、いつとは申し上げられませんが、全体を通して改修する中で、水道のいわゆる改修込みの中で、場合によっては、そういったところも手をつけてまいるということを考えているというところでございます。以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

確かに優先順位としては、今、参事のお話で理解できておりますけれども、これからはそういった形で、トイレ等、また体育館の床等々、また周りのカーテンとか、窓等々、いろいろあると思っておりますけれども、そういうことも優先順位を少し上げて、そういうのを進めていただきたいと思います。

そういった中で、将来的に開成小学校や文命中学校を突然にこのような質問してあれですけれども、建て替えていくというような、そういうお考えはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

基本的には、通告から外れますけれども、答えられますか。

町長。

○町長（山神 裕）

私から、すみません。先ほどのトイレの話なのですが、学校運営等に関しては全幅の信頼を置いて教育委員会に任せておりますが、今の例えば、イベントに関しては、学校の事情もいろいろあると思うのですが、学校のトイレを使うということも模索すべきではないかなとは思っています。新しいものを必ずしも全て整えなくても、今あるものの中で何とかということも、もちろん立場上をお約束する

ことはできないのですけれども、そういった発想というのも大事ではないかと思えます。

御質問いただきましたが、これは多分開成小学校に限らず、文命中学校、開成幼稚園含めて、公共施設、学校の今後につきましては、全体として公共施設の老朽化の問題というものを全体として捉えている中で、ここでの答弁としては、計画的に財政見通しと人口見通しと、あとはほかならぬ箱物、それ自体の老朽化度合いというものをさらに見極めながら、計画を立てて、取り組んでいきたいと思っております。少なくとも現時点でいつということまでは決まっております。

あとは公共施設総合管理計画で、今現時点では盛り込まれている内容以上のものは現時点ではありません。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

ちょっと通告外れな質問して申し訳ありませんでした。でも町長から、そのような話を伺うことができましたので、これからそういうことで期待をしていきたいと思っております。

それでは次に、2つ目の項目についての質問をさせていただきます。

各種団体補助金に会長職手当の加算をということで質問させていただきます。

第六次開成町総合計画は、これからの開成町をどのようにしていきたいか目標を立て、その達成のためにやるべきことを定める最も重要な計画であります。

「未来を担うこどもを育むまち」、「みんなで支え合い、健やかに暮らせるまち」、「誰もが自分らしく輝くまち」、「人のつながりでつくる安全・安心なまち」など、将来都市像を「人と地域が輝き、笑顔と躍動感あふれるまち・開成」と定めております。

将来都市像の実現には、多くの町民の方々からの御理解と御協力が必要となってまいります。

今までも各種団体の方々からの御協力があり、子どもたちから高齢者の皆様方が安全・安心に健やかに暮らせる町となってきた経緯があります。

各種団体には、町より活動支援として予算が支出されておりますけれども、会長職としての町及び町が事務局を担う実行委員会等の会議に出席することも多く、その際の手当や交通費は支給されない場合が多い。各種団体補助金に会長職手当を加算することについての御見解を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、吉田議員の2つ目の御質問、各種団体補助金に会長職手当の加算を、

についてお答えいたします。

初めに、各種団体の皆様には、日頃より開成町の各種事業の運営に御尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

皆様との協働により、町の事業が活性化し、町のにぎわいが醸成され、そして様々な課題の克服につながっております。

町としても、団体の皆様との協働の重要性を十分認識しており、その活動を支援するために補助金を支給させていただいております。

補助金の趣旨としては、営利を目的とせず、継続的に地域コミュニティの活性化や防災活動、環境保全、福祉活動などの不特定多数の町民の利益となる公益活動を対象にお渡ししているものです。

その上で、御質問の各種団体の補助金に会長職手当を加算することにつきましては、各種団体の活動内容には、種類や頻度、活動の範囲などに違いがあり、対象となる補助金のメニューも異なること、同種の任意団体であっても、自治会など他団体との関わりに応じて、何らかの手当が支給されているケースもあるなど、非常に多様であるのが実情です。

また、各種団体それぞれに設立から今日までの歴史的な経緯や、運営における文化や慣習などがあると承知しております。

よって、町から一律に会長手当分として補助金を加算することは、難しいと考えております。

現在、町から支給しております補助金を、規定の範囲内において、それぞれの団体の御事情に応じて御活用いただければと思います。

そして、団体の経常的な運営において、財政面を含め、課題などがある場合には、随時、各所管課を通じて御意見や御相談をお寄せいただければと思います。

町といたしましても、さらなる町民の皆様の幸せ、町のたゆまぬ発展を目指していく上で、各種団体の皆様との協働は必要不可欠であり、その活動を積極的に支援するとともに、よりよい関係づくりに努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。町長から一定の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

このたびの質問は、第六次開成町総合計画に掲げられた将来都市像、「人と人間が輝き、笑顔と躍動感あふれるまち・開成」を実現するためには、限られた行政の資源だけで全ての課題に対応することが難しくなっております。

また、町民活動団体への支援を通じて、さらに町民広域活動の活性化を図る必要があると考え、本当に無理をして、本当に無理な質問をさせていただきました。その点御理解をいただきたいと思っております。

実際に各種団体の皆さんからは、メンバーの高齢化が進むことによる担い手不足や、会長職をはじめ、役員の成り手不足などの理由から活動がままならない組織の存続を心配しているなど、お困りの声が聞こえてまいります。

これまで同様に、町のにぎわいを維持することや、町民ニーズの多様化、高度化に対応するためには、これまで以上に町民団体の活動の支援をしていくことが必要不可欠と考えておりますけれども、この点について、町長はどのようにお考えかお聞かせ願います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問の件ですけれども、様々な場面でお伝えしてはいますが、町民の皆さん、団体、企業との協働は、第六次開成町総合計画の将来都市像、もしくは目標人口達成のため、あとは行政のそもそもの目的のためには、必要不可欠、極めて重要であると認識しています。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

重要であるという認識は、町長から答弁も含め、今のお考えで分かります。

あらゆる町民活動が盛んであるということは、人口が増加し、多くの子どもたちの声が響き渡り、今の開成町のこの現状で自慢できる大きな大きな特徴の1つだと思っております。

私が今回申し上げた会長手当の加算という方法は、一律に実施することが難しいとの御答弁をいただきました。けれども、この方法に限らずとも、町民の皆さんによる様々な活動がますます活性化するように、間違えても停滞をしないように、また縮小などの方向に進んでいくことがないよう、町として各種団体にしっかりと寄り添いながら積極的な支援策を進めることが必要であると思っておりますけれども、もう一度、いま一度町長のお考えをお願いしたいと思っております。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

一部繰り返しになってしまうかもしれませんが、吉田議員の言葉にもあったとおり、町民、住民の課題は多様化、複雑化し、役場においては、役場のみで全ての課題克服を図るには、限界が来ていると。これ全国共通だと思いますけれども、その中でやはりその協働というものが様々な課題を克服したり、事業を推進する上で不可欠であると認識しています。

協働とは、広義で言えば、みんなで力を合わせて頑張ろうということだと思っておりますけれども、より狭義で言えば、本来は、行政が果たすべき役割、やるべきことを住民、団体、企業の力を借りながら、もしくは部分的に任せることによって、事業

に取り組むと私は定義しております。そういった意味でも、各種団体の皆様の抱えている課題、高齢化であったり、それらに伴う会員の減少であったり、持続可能性を高めるために、町としては、先ほど申し上げましたけれども、課題があれば、財政面も含めて、しっかりと寄り添って支援してまいりたいと思います。

ただ、しかしながら、会長職というこの個別限定した特定の目的のために町がある団体に補助金をというものは、若干趣旨として外れ、現実的には難しいのではないかなと思っています。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。確かに町長がおっしゃるとおり、確かに各種団体の中で、助成金、補助金に対して考えていくことで解決するかとは思いますが、やはり今、町長が違った意味で、またいろいろな意味で、その中での支援の仕組みの仕方も考えてくれるようなこともおっしゃっていただきましたけれども、また答弁の中にも、いろいろな団体、各所管によって、所管課が違いますので、そういうことを窓口で規定いろいろ話をしてくれば、しっかりとそういった対応をしてくれるというような答弁もありましたし、今までもそういう形で指定いただいていると思います。

ただ、なかなかそういう、私も会長さんというのは、今いろいろなところの会長、本当にいろいろな仕事、また御苦労もしながらやってくれています。

そういった中で会長から自らどうこうというのは、ほとんどあまり聞かないのですけれども、周りの方から、よく町民の方に対して、自分たちは、要するにボランティアで、お金をもらってやっているわけではないと思う。確かに補助金、助成金を町からいただいて、活動助成をいただいているので、それでできているということで理解しているのですけれども、なかなかそういうのは、お互いに、例えばその組織の中の人でも分かっていない面があるときもあります。

ですから、そういった面で、また、助成金、補助をしていくもらっているということもあると思いますが、その中で確かにおっしゃるとおり中で、いろいろな活動資金に対して、ちょっと言い方おかしいですけれども、会長職の報酬というか、手当とか、そういうことを考えてもよろしいと思いますけれども、なかなかそれが言い出せないし、そういうものを報酬として、会長に与えるというそういうこともなかなかできていない。

その中で、やはり所管課に行って、事務局からいろいろ説明し、またこうしたらどうですかとか、こういうお話を伺っているとは思いますが、なかなかそれが行動できていないというのもありますので、そういうときに所管課の課長、参事辺りが、一生懸命その対して、こういうことも可能でありますというようなことは承知しながらも、あえてそういう形で、町から言ってくれば、またそういう活動、団体の中でも、そういうことをしっかりと、こういうふうにご利用できるから、こうしましょうというような話も何かしやすくなるのではないかとということで、今回ち

よっところこういう質問させてもらいましたけれども、そういう意味で、そういう所管課に来た場合、またいろいろな団体の人が来た場合には、しっかりと、もう一度、今まで以上に、今までもしていますが、以上に、そういうことに対していろいろ説明していただければと思いますけれども、今までと同じようなことなのですから、それに対して、もし答弁がありましたらお願いします。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

私からお答えさせていただきますが、1つ、まず基本的に、そもそもというか、御質問であるその会長職手当相当にスポットを当てて、補助金を増額。この各種団体というものもいろいろあると思うのですけれども、基本的に、職に対する手当ということになると、町広報以外にも、例えば雇用保険法ですとか、一般的には賃金ですと何々手当と。例えば、御質問されたお気持ちは非常によく分かるのですけれども、行政連絡員、これも非常勤の特別職、消防団員とかも非常勤特別職、いわゆる自治体が雇用したというか、雇った職員、それに対して報酬は払っていますけれども、当然手当も。そうすると、雇用もしていない部分に対してそこに補助金という言い方をしたとしても、スポットを当てて、これはこの後の職員に対する手当分ですよという支出は、法律上なかなか難しいというか、1つの表現をすると、違法支出に近いような、あるいは、もうそれは補助金と言えるのかという議論にもなってしまうかと思えます。

ただ、おっしゃられるその辺の気持ち的な部分は、当然分かります。町としても、十分かどうかというのはいろいろあると思うのですけれども、協働という団体、行政という部分については、制度があって、これは公募制というか、申請していただいてというか、審査をして、一定の金額を補助しているという制度もございますので、今ばっちりとしたそのお答えになるかどうかあれですけれども。おっしゃられる意味での支出というのは、だからそういう意味で、非常に難しいかなと。かといって、町と行政というのは、その協働という部分を非常に重要視していますよとそういう思いや、議員がおっしゃられると同じような気持ちで対応しているということ御理解いただければと。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。今は、副町長から言われて、確かにそういったことを十分理解しているつもりです。また協働のそういうことがあって、申請して、いろいろ各町民の方がいろいろな任意の団体をつくっていろいろそういう助成金をいただきながら一生懸命行動していることも承知しておりますけれども、本当にしつこいようですけれども、どうしても自分から言いたくて言ってしまうけれども、もちろんこの加算をということを申し上げて、しっかりと答弁し、また、町長、副町長から

答弁をいただいておりますけれども、考えも理解しているのですけれども、本当にこの各種団体の会長職に対するそれはできないけど、そういうものを含めた中に、その加算をするということは、もう一度伺いますけど、どうでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

制度的というか、法的な話は、今、副町長から説明させていただいたとおりです。

加えて、やはり当初答弁でも申し上げましたけども、各団体、いろいろ文化、慣習がいらっしゃると思いますし、あと会長職というところに関しても、長くやっていただいている方、これは本当にありがたいという意味ですけれども、あとは1年交代、2年交代等々いろいろ様々あると思いますので、そこに町というものが介入することのよしあしというのものもあるかなと思います。

お問合せの件ですけれども、そちらも具体的に例えば補助金増やしますよということをご約束、ここはそのお約束する場ではないと思うのですけれども、しっかりと課題に寄り添って、財政的な面も含めて、協働というものがより機能するように団体の活動はしっかりと支援させていただきます。

あとは担当課が分かっている云々も確かにありますけれども、そこら辺は、ここで申し上げているとおり、協働の重要性というものは、職員も全員全体として理解しているものと思いますし、ちょっと時期的に来年度予算というものを少しずつ積み上げていくようなタイミングということもありますので、要するに反応がそこまで速くなかったりする可能性もありますけれども、いずれにしましても、しっかりと寄り添って対応していくことはお約束します。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

今、町長からいろいろいただきました。非常にこれをありがたいなとか、そういう気持ちでお願いしたいと思います。

これからも、町民の皆さん一人一人が生き生きと笑顔で、積極的に活動に励んでいただくことが、将来にわたり持続可能な町の発展、魅力あるまちづくりにつながっていくものと確信しております。

また今の町長、副町長の答弁で確信しておりますので、これからもあらゆる分野において、町民の皆さんの活動がにぎやかに行われるとともに、町として最大限の取組を進めていただくことを期待して、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで吉田議員の一般質問を終了いたします。

続いて、1番、清水友紀議員どうぞ。

○1番（清水友紀）

皆様こんにちは。1番議員、清水友紀です。

通告に基づきまして、1項目について質問させていただきます。

「教育のまち」「スポーツのまち」、足柄の中心地にふさわしい教育環境を。

昨今の社会問題である教員の成り手不足や、増加し続ける不登校児童数といった大きな問題が開成町においても生じています。また、足柄上郡一帯では少子高齢化も進んでいます。

長く「教育のまち」「スポーツのまち」を掲げ、成長してきた本町ですが、コロナ禍を経て、そのように町内外の環境も変わり、子どもや保護者の価値観は変容していると考えられます。

時代や環境の変化に対応し、本町や足柄の地域性のよさを生かした人のつながりが感じられる質の高い教育、今後はそれを追求し、取り組んでいくことが、この先、開成町をより際立たせるとともに、持続可能な町の成長につながるものと考えます。

そこで、次の項目について問います。

- 1、現状の図書室等を活用した、読書環境の充実は図られているか。
 - 2、中学校の部活動の地域移行の効果と今後の展開は。
 - 3、家庭の経済状況や地域性による教育・体験格差をなくす町独自の取り組みは。
- 以上、登壇での質問とさせていただきます。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは、清水議員の御質問、「教育のまち」「スポーツのまち」、足柄の中心地にふさわしい教育環境を、についてお答えいたします。

1点目の現状の図書室等を活用した図書環境の充実は図られているか、についてお答えいたします。

まず、学校図書室についてです。

小学校においては、低学年では、各教室に図書室で、司書が選定した本をローテーションで配架し、休み時間や活動の隙間時間に手を取りやすいように、読書環境を整備しております。

また、電子図書サービ「スクールe-Library」のアカウントを配付し、インターネット環境があれば、学校のタブレット端末だけでなく、家庭でも電子図書が読めるよう環境整備をしているところです。

中学校においても、昼休みに多くの生徒が本を借りているとのこと。

また、本町では、学校と学校図書司書を小中3校全てに配置しており、各学校の司書教諭・図書館担当教諭らと協働し、子どもたちの読書環境の整備や読書習慣の醸成を計画的に進めているところです。

次に、町民センター図書室についてです。

令和3年度にキッズライブラリーを開室し、夜間の開室も平成11年度から実施しています。

この夜間の開室については、県西地域では、小田原市駅東口図書館と本町の町民センター図書室だけの取組となっております。

さらに、令和5年11月から令和6年12月までの町民センター老朽化対策工事の期間中は、役場庁舎1階町民プラザにおいて、臨時図書室を設置しました。

限られたスペースでしたが、配架する本の入替えを頻繁に行うなどの工夫をした結果、多くの利用者に喜んでもらえたと聞いております。

新たな取組として、昨年度は企業版ふるさと納税を活用して、通常の活字図書の利用が難しい人に対応したLLブックや大活字本なども導入し、利用拡大を図りました。

今年度は、町制施行70周年記念事業の一環で、中学校の図書委員会とコラボレートし、「広報かいせい」に図書委員の一押しの本を紹介するコーナーを設け、その本を図書室に取りそろえる取組や、幼児期からの図書館利用を促進するためにライブラリーバッグを配付するなどの新しい取組を進めています。ちなみにライブラリーバッグの配付、本日午前0時にネット上で申込みがスタートされました。今朝の時点で既に52名の申込みがございます。予定数の4分の1をもう既に超えている現状でございます。

ほかにも、ジュニアチャレンジスクール夏のセミナーの一環として、図書司書の仕事を体験する「図書館探検隊」や工作教室、読み聞かせなどの事業も実施しています。

2点目の中学校の部活動の地域移行の効果と今後の展開は、についてお答えします。

部活動の地域移行は、少子化による部活動の維持困難生徒の多様なニーズに応じた専門的・継続的な活動環境の実現と教員の長時間労働の是正（働き方改革）を目的として、国が推進している政策です。

本町では、国の示す「改革推進期間」（令和5年～令和7年度）の3年間での完了を目指して取り組んでいます。

生徒の反応として、初期導入のサッカー部、吹奏楽部の生徒たちからは、おおむね良好な意見が寄せられ、否定的な声はほとんどございませんでした。

むしろ、生徒なりに環境の変化に順応しながら活動に取り組んでいるようであり、思った以上に充実感を味わっているように感じています。

一方、教員の反応として、関連する部活動の顧問については、総じて時間外勤務が減少しており、事業効果が現れていると評価できます。

「プライベートの時間が確保できた」「気持ちにゆとりができ、授業準備や学級事務処理がはかどった気がする」との感想もあり、ライフワークバランスの向上が図られているなどの効果が出ていると感じます。

今後の展開として、令和8年度当初時点で、地域移行の対象となる部活動の全てについて地域移行が完了する見込みであることから、国の示す「改革実行期間」（令和8年から令和13年度）の6年間で、平日の部活動も段階的な移行を目指すこと

になります。

ちなみにですが、これまで使われていた「地域移行」という言葉が、「地域展開」という言葉へ変更されました。

これは、学校・家庭・地域が一体となって、生徒の活動を支えていくという考え方が大切であるという理念のもと「展開」という広がりのある言葉に変えられたものです。

3点目の家庭の経済状況や地域性による教育・体験格差をなくす町独自の取組は、についてお答えします。

学校教育の視点から申し上げますと、教育基本法において、教育の機会均等について定められており、家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子どもに質の高い教育機会を提供できるよう日々努めています。

経済状況への対応としては、学校教育法第19条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」とされており、学用品、通学用品等必要な援助を行っています。

また、教育における地域性は、教育基本法の規定及び学校教育法の規定により、学校は地域社会を離れては存在し得ないものと位置づけられ、子どもは家庭や地域社会での様々な経験を重ねて成長していくものと捉えられています。

地域社会の実態を十分に考慮し、それらを子どもたちが学ぶ生きた教材として活用しながら、学校は特色ある教育課程を編成し、生きる力の育成を目指していることから、格差は生じる余地はないものと考えます。

さらに、GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末を整備し、個々に合った学びを試したり、仲間と協働的に学んだりしながら、ITCを学習基盤の1つと捉え、情報体験格差が生じないように努めています。

次に、生涯学習の視点から申し上げますと、各種補助事業やジュニアチャレンジスクールの取組を毎年充実させているところです。

外国語学習促進補助金は、町民の英語力の向上を後押しするための事業であり、昨年度からは対象を全町民に拡大しています。

ほかにも、漢検（日本漢字能力検定）、数学検定・算数検定（実用数学技能検定）の受験補助や、マラソン大会必要補助、トッパスリート大会出場補助、スポーツ団体大会出場補助なども実施しております。

また、ジュニアチャレンジスクールは、昨年度までの名称は「あじさい塾」で、地域の人材を活用した子どもたちに多くの体験をしてもらうことを目的に事業を実施しております。

ほかにも開成町独自の事業として取り組んでいることも幾つかございます。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

御答弁には大変多くの取組、特に読書環境のことなどを当初聞いていたよりもかなり加えての取組を今御答弁いただきました。

まずこの場を借りて述べたいことがございます。

文命中学校の生徒さん、益田想獅さんが、オーストラリアで開催されたキックボクシングの世界大会54キロ級で優勝したということです。開成町からワールドチャンピオンが生まれたということで、ますますこの中学生、スポーツというところから町を元気にする話題となりました。本当におめでとうございます。

では再質問に入らせていただきます。読書環境の充実というところから、再質問させていただきます。

非常によく図られていると思ひまして、財源確保、ふるさと納税を使つてのライブラリーバッグ、これは0時から、そんな時間にと思われましたが、50枚以上も、もう予約が埋まったというところで、すごいな、関心も皆様おありなのだと思ひました。

また、図書司書の仕事を体験するですとか、読み聞かせの授業など、多方面でのアプローチがされていると思ひましたこれは総合計画に記載されたあの方針にのつとつた取組項目のほぼ全てに着手しているという状況かと思ひますので、4年間さらに伸び代ができて、活動も広がるのではないかと期待するところです。

この読書環境の充実についてといつていますのは、もちろん町長の公約に関するからでございます。

私も、ほかの議員も、何度も町長就任当初から質問させていただいてますけれども、やはり、こちらの読書環境の充実は図られているかというところで、まず最初の所信表明でも、こう述べていらつしやいました。蔵書を増やすのみならず、インターネット環境を完備して、実習や仕事、会議や待ち合わせ、展示会、くつろぎ、憩いの場として、さらに家でも、職場でもない、第3の居場所、サードプレイスとしてなど、それぞれの目的で御利用いただけるような空間を作り出したい。

こちらがその後も何度も議会で質問するたびに、一貫してこのような図書機能、便宜上図書館と言いますが、交流施設に近いというお言葉を添えながらも、そのような交流拠点、交流にぎわいの拠点、情報拠点をつくりたいということをおっしゃっています。

まず、こちらについて御変更、お考えは2年以上たちまして、変わっていないか確認させていただきます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

全く変わっていないばかりか、強まっています。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

かなり何度かの御答弁で一貫視されているかと振り返って思いましたので、今のはそうだろうと置いていたところでは。

今現在、12月3日からあのLINEが私にも届きましたけども、まちづくり町民アンケートというのが、多くの町民に届いているかと思えます。11月広報かいせいのカバーに案内があったものです。

開成駅周辺を中心にした10年後の町のイメージを描き出すため、皆様のお声をお寄せくださいとあります。

先ほど述べました町長の交流拠点施設、情報拠点施設というのは、駅近くにこだわりたいと、ほかの議員への答弁でもおっしゃってましたので、こちらは総合施設、複合施設の在り方や内容について整えていくためのアンケートかというところで伺いたいと思えます。

○議長（山本研一）

ちょっと通告から外れますけど。何か通告に絡めた形でお願いします。

いいですか。取りあえず、町長。

○町長（山神 裕）

そこまで具体的な駅前の絵を描こうとか、例えば、複合施設構想に対して、それらの意見をという段階のものではないと認識しております。

ただ、いずれにしても、今後、幾つかの手段をそういった形のアンケートであったり、あとは町民の皆さんにお集まりいただいたりする中で、どのようなものを求めて、求められているか辺りはしっかりと耳を傾けていきたいという姿勢は今後も変わりません。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

こちらの駅近くの施設というところで、所信表明でも蔵書を増やすのみならずですとか、あとその後も、蔵書を含めたいいわゆる読書環境というものも、まだまだ改善の余地があると思っていると。あくまで図書機能を核としたということも何度もおっしゃっていますので、こちらの読書環境の充実というところには、密接に関わってくる問題だと思っています。外れているとは思わずに質問いたしました。

こちらは、やはり今から申し上げるのは質問ではないのですけれども、まちづくりや駅前周辺について皆様の声を聞くというアンケートを取ると、やはり駅周辺一帯のことだと思うので、その図書館を核とする複合施設の中身、内容だとは思わないのではないかなという記載でした。これは私が総合計画のときに申し上げたことと全く同じ誤解です。誤解として私は、ちょっとバイアスがかかっているのではないですか。私が皆様の町民の声を取り上げたいというのは、駅周辺一帯のことで

はありません。それは地権者さんたちのお声も重要なので、そうではなくて、この複合施設の建物の中のことの声を知りたいと思っているのです、とおっしゃって、私は大変な誤解をしていたなと思ったところですので、やはりこちら町民、私はこの場に多くの町民の代弁者として立っています。なので最初に、もしそういうことであれば、お断りしておいたほうがいいと思っているのであります。

やはり町長は今までの御答弁の中ですか、当初から我が町の図書館ですか、私の図書館という言い方もしております。

開成町以外から訪問者がいらっしゃったときに、我が町の図書館として案内できるようなところということもおっしゃっています。

こちら読書環境の充実というところから、今、町民センターですか、学校図書館の話がたくさん伺ったのですけれども、やはり新たな図書館、我が町の代表する図書館なのか、それとも今はこのように充実している町民センターがありますので、二次的な施設なのか、そちらのどのようにお考えなのかを伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、我が町という表現につきましては、町民の皆さんが、誇りに思えるような、当事者意識をしっかりと感じてもらえるような図書館という意味であります。折に触れて、例えばこの役場庁舎にしても、友人や親戚が来たときに、うちの庁舎を見て行ってよとか、そういう感覚をできるだけ多くの方が持ってもらえるような施設にしたいというのが、まずあります。今でもあります。そういう意味で、そういうプロセスが大事だと思いますので、皆さんの声を全て反映はできないのですけれども、できる限り皆さんの声を拾うとする姿勢、届けられる場所というものができるだけ多いほうがいいと考えるのが、そういったところにあります。

あと現在の図書室との関連等でありますけれども、現在の図書室は絶対的に、まだまだ質、量共に充実させられる余地もあると私は考えております。

そして、それが2つになるのか、1つなのか、そこら辺については、まだまだ全く白紙です。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

今回御答弁の中で、やはりスペースに限らない、かなり創意工夫に富んだといえますか、様々なアプローチから、この限られた小さな町の中での図書室、図書館、学校図書というところで工夫がされて、読書環境、読書する機会広がっていると思いました。

私もここ数日、1週間、2週間あたり、何度か様々な時間帯で町民センターの図書室を訪れました。3階だけでなく、2階も開放的な学習スペースは設けていただ

いたので、特にたまたまテスト期間中だったのですね。なので多くの学生が使っていました。学生だけでなく、大人もやはり夜間開けていただいているというところで、かなり利便性があるようで使っていました。

また学校も、公開日などを利用して図書室に入りましたら、本当にすぐ幼児が入ってもすごい楽しいのではないかなと、幼心もそのまま、低学年の子向きでしょうか、どちらかというところ、そういうスペースがあったり、外国語の本があったり、本当に工夫されていました。

実際にそのようなスペース、施設、新たな施設というところではなく、今、既存のものを生かしているこの町民センターですとか、学校の図書施設、町長はこちらのほうに折に触れて訪問するようなこと、最近、訪問するようなことはされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

図書室を見に行くというだけの目的で、町民センターを訪れることは、最近はありません。

ただ、土日も含めて、様々な公務の中で2階の町民活動サポートセンターで学んでいる小中学生の姿、あとは3階の図書室の閲覧室だったり、閲覧室の隣の学習室を利用されている方がいるという光景は目にしています。

これは生涯学習課が主導でやっていただいていることでありますけれども、とてもうれしいです。ああいったものが、町外の人からも含めて、場としては、求められているという考えは変わっておりません。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

以前にちょっと触れますと、一般質問でも公共施設のことをいろいろ聞きまして、開成町公共施設総合管理計画では、同じ施設を持ち続けると、今後40年、年で平均5億円かかるというところです。なので、縮減も含めて、町民と未来あるに向けた希望ある話を今後町民集会とかでされますけれども、一方で、そうした公共施設の整合性をしっかり図っていかなくてはいけないという動きも必要です。

また、広域でもバランスを見たほうがという、昨今の社会情勢では思うのですけれども、図書機能だけを見ると、255号線と令和9年につながります、紫水大橋が。大井町の生涯学習センターにも行きやすくなるので、足柄全体の行政サービスで見たときに、図書館のことも、この広域の行政サービスという意味では十分課題になる、話題になってよい状況だと思っています。

現在、そういった各町での行き来というのは、実際あると思うのですけれども、こちらの現場を御覧になっている課長に、御所感ですとか、そういった数など分か

れば伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えします。開成町の図書室という点で言いますと、まず、この足柄エリア、県西エリアに2市8町、それと秦野市の方が利用できるという、そのような相互に利用できるような環境が整っているというところです。これはそれぞれの自治体によって、例えば、下郡のほうに行くと、秦野市の利用がなくなったりだとか、そのようなところはございますが、そういったところで相互にというようなところです。

個人の貸出登録数に対する、その自治体外の方の登録数の割合というところで、見てみると、開成町町民センター図書室は、町民外の方で13%ぐらい。

割と小田原市の図書館を使われているイメージが、私のほうではあったのですが、小田原市さんの県の統計から見ただけなので、確実とは言えませんが、小田原市さんの市民以外の登録者が14%、それほど開成町の図書室と変わらない数字なのかなというところです。

対して、南足柄市の図書館全体で27%が、市民以外の方の登録ということで比較的南足柄市の図書館が多く、割合的に、対住民に対しての割合としては、使われているイメージかなというところです。

そのほか、大体中井にしても、大井にしても、17、8%といったところ、似たり寄ったりといったところになっております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

南足柄市の女性センターというところが駅近く、大雄山駅の近くにありまして、こういう冊子、これは南足柄市の図書館という冊子なのですが、議会のみんなが視察に訪れたことがあります。そこは駅近くで、町長がおっしゃるような個々様々な商業施設ですとか、和室ですとか、ダンスルームですとか、いろいろ入っていましたので、南足柄市の全体での町外の数を、登録者数のうちの町外の数をおっしゃっていただいたと思うのですけれども、きっと駅近のところはかなり高いのではないかなと思ったところです。

内訳もここにありまして、小田原市が町外の中でも半数以上、ただ、開成町の方も、それに次いでかなり行っているから、やはり足柄地域の中で行き来しているというところで、やはり公共施設というものを考える以上は、やはり地域一体で考えないといけないと思っています。

こちらは、今、次に移ります部活動ですとか、こちら図書環境の充実ということをお願いしながら、私は足柄の中心地と表題に述べています。それはなぜかといいま

すと、開成町の勢いというのは、すごいんですね。読書環境も今回そうです。部活動の地域展開もぬきん出ています。先駆的です。

ただ、近隣市町を見たときに、足柄全体を見たときに、開成町だけではないですが、ほかの町も進んでいるところはありますけれども、やはり一体で相乗効果で成長していかないと、やはり限度があるのではないかと。

また、今、人口減です。少子高齢化も、もっともっと進んでいる市町ございます。なので、一緒に協力していくというの視点も常に必要ではないかと今は思って、このような質問をさせていただいています。

では部活動のほうに移らせていただきます。

答弁にありましたように、タウンニュース等で紹介されていて、先生方の評判もよかったというところ です。議会でも、やはり今年度、美濃市の岐阜県の県外視察で、全ての部活を地域展開しているところへも視察に伺いました。やはり教育長おっしゃったように、先生の子どもに向き合う時間が増えて、余裕が生まれたという先生方の声、また子どもたちも、やはり選択の幅を狭めることなく、いろいろなことができているという声が伺えました。

開成町では総合型スポーツクラブが窓口となり、近隣市町の中でもかなり進んでいると、ほかの市町の現状も調査しましたところ、全く異なって、なかなか指導者が見つからないという町ですとか、1つも進んでない、取りあえず国からの通知は令和8年度から土日のものを全てと言いながらも、現状は難しいというところが、足柄一帯で見ますと、そうなのだなと。開成町だけで見ていると、かなり印象が違うなというところがございます。

なぜこれだけ進んでいるかというのは、このスポーツクラブですとか、スポーツ協会さん、窓口となっているので、御尽力があったと思いますけれども、その方々にやはりこれも議会全体ですけれども、意見交換をして様々なお声を伺いました。

まず大変に気持ちを込めてといいますか、訴えられていたのが、子どもたちの3年間しかない中学校の子どもたちの選択を奪わないでほしいですとか、様々な経験をさせてあげたい、夢を壊さないでほしいですとか、あとは、子どもたちの声をぜひ聞いてほしい。やはりもっと柔軟にできないかです。部活には部活のよさがあるので、何より地域クラブに任せるのではなく何より子どもが悲しまないようにしないといけないと。そうした子どもたちを思うお声とともに、施設の整備に関することも伺っております。また柔軟性です。部活に所属してない子が一緒に試合に出るというのが過去は可能だったけども、今はどうしても難しいですとか、そういった様々な御要望があったのですけれども、このような大変多くの声があるということ をまず把握されていらっしゃるのかどうか。どのようにこの窓口となっている総合型スポーツクラブですとか、スポーツ協会さんと向き合っているのか、まずそちら確認させていただきます。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをさせていただきたいと思います。

まず、いわゆる少し話が幾つか混乱しているところがあるのですが、総合型スポーツクラブというものと地域のスポーツ団体というお話が2つあるかと思っています。

まず総合型スポーツクラブに関して申し上げますと、最低でも月1回以上のオンラインでのミーティング、それから直接顔合せて、活動時に直接情報交換を行いながら、指導内容ですとか、生徒さんたちの状況というのを確認しているところがございます。

その後の、いわゆる地域スポーツ団体からの要望だと思われまますが、施設整備のお話ですかね。主に野球場、あるいはテニスコート、体育館、屋内運動場ですかね。こういったところだと思います。これにつきましては、基本的には、先ほどの吉田議員のときにもお話しましたが、学校のまず考え方、学校の使い方、こちらを優先に考えた上で、当然そのどこかに不備があれば、学校の授業等でも支障があるわけですから、そういったものについては対応していくということで、少なくとも私どもは、聞く耳も持っていますし、聞いたことに対して対応するということはしているつもりでございます。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

私からも一言答弁させていただきます。開成町として最終的に目指すこの部活動の地域展開の形は、持続可能で、子どもたちの挑戦と成長を支える、地域スポーツ、文化の基盤づくり、それが目標でございます。ですので、スポーツ協会の皆さんと共に、開成町の部活動の地域展開をこれからも進めていきたいという強い気持ちは持っております。

今後の可能性ですけれども、町内だけでなく、近隣の市町との連携の中で、広域での実施や新たな種目等の追加も考えられます。そのためには、クリアしなければならない様々な課題があります。しかし、その部活動のこの地域展開が、町の魅力にもつながりますので、この部活動の地域展開をここまでリードしてきた本町としては、これからも計画的にこの地域展開を進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では、具体的に子どもの声を実際に聞いて見てというところで、本町もアンケートをされていらっしゃると思います。その中で、中学生になると既存の部活から、割と選んでいるのですね。何をしたいかという。何か空気を読んでいる感じがしたので

すけども。ただ、小学生に何をしたいですかという、もちろん知らないのが既存ではないスポーツを掲げる場合があります、特にダンス部、バドミントン部が多く出ていまして、こちらはスポーツ協会の方々も、やはりスポーツの町だから一般的な部活の数ですとか、そういうところにとらわれず、ぜひ子どもの声を聞いて、新たに新設できないかという声がございまして。これについてはいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それではただいまの御質問についてお答えします。まず、この部活動の地域移行、地域展開は、現在ある部活動の土日の活動を校外へ移行するという国の政策としてスタートしていますので、新たな部活動の種目を増やすというそのような考えというか、観点はございません。

そして本町では、先ほどの答弁でも申しましたとおり、令和8年度で休日の部活動の地域展開が完了する予定ですので、国の計画では、次の改革期間で平日の移行を目指すとなっております。

先ほども申しましたように、しかしながらのところ、そういった今議員の言われましたニーズがあるということも承知しておりますので、今後の展開の可能性として町内だけでなく、広域での実施、そして新たな種目の追加も可能性として考えられますと、先ほど申しましたところです。

ただし、そのためには、様々な課題がありますので、相当な時間や、また経費がかかることが予想されますので、簡単にはいかないと思いますが、そういった可能性を今後は考えていくという構想ではおります。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

やはり直接的に長時間子どもたちと接しているスポーツ協会の方々ですとか、ニーズは把握されていらっしゃるようで、しかもダンス部ですとか、バドミントン部、こちらは指導者も、もう検討をつけているような話をされていまして、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

また国が示した6年間で、平日も充実させていくということですが、このように先駆的にほかよりも進んでいる開成町ですから、国が示す6年間とは言わずに、実際すごい長いですね。子どものスパンで考えると。なので早くしていただきたいという気持ちがございます。

また、広域連携についてですけれども、実際、テニス部など個人的に練習に来るという話は聞いたことがございますが、今後どのような部活で実際連携が考えられるのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（田中栄之）

お答えをさせていただきたいと思います。

部活動の地域展開については、教育委員会としては、いわゆる縦と横で物を考えています。縦というのは、今までお話があった、今始まったものがこれから持続可能であるかどうかというのは縦の、時間軸のお話。横が、今度はやはり残念ながらこの上地域も含めて、子どもの数は減ってまいりますから、1つの学校だけで部活をやるとすると、1校1部活みたいな状態になってしまうので、やはりそれを広げていかなければいけないということは我々も考えておりますし、学校現場も考えてございます。

その中で今年度からですけれども、新たな取組としまして陸上部になりますけれども、近隣の町と共に練習をするということを始めさせていただきます。まだこれは始めたばかりですので、これからどこまでこれが広げられるかというのがありますけれども、我々が心配していますのは、いわゆる練習会場までどうやってくるのかということ。足柄上地域といっても、やはり端から端まで移動するとなると、例えば自転車では相当厳しいという距離になってまいりますから、こういったところをどうやって移動していくのかということは考えてございますし、その中で申し上げれば、例えば開成町の水辺スポーツ公園とかありますから、そして地理的には真ん中に位置していますから、そういったところでまたハブとして、開成町が働けるタイミングもいずれ来るのではないかと考えているところでございます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

部活動の地域で連携した拠点校をつくっての展開というのは、スポーツ庁も掲げているところですので、やはりほかの市町の状況を見て進める。開成町は開成町でも生徒数が多いので、必要性がない部分もあるかと思いますが、足柄の地理的に中心地として、あとは間違いなく取組の先進校として、広域連携を、この教育長のつながりの場で議題に上げられるというのは、石塚教育長ではないかと思いますが。

実際、山北町議会ですとか、松田町議会を傍聴しますと話題になっているのです。うちの町だけで可能なのかと。これは広域連携が必要なのではないかと、やはり質問が上がっています。その中で教育長は、広域連携が必要だが、やはり送迎も課題になる。おっしゃったとおり。ただ地域、保護者、足柄上郡のほかの市町と協議しながら進めていきたいと。

また、ほかの町の教育長は、例えばある町で設置ができれば、別のところはそこから来ていいですよとか、活動も可能だという形も考えていかなければいけない。そういった面では連携をしっかりと上郡の中で取りながら進めていきたいと、そのようにほかの地域の教育長もおっしゃっています。

まずは上からということではなくやはりオープンな形、例えば、山北町の武道館

山北「でごにスポーツハウス」とかできましたし、そういったところの利用につながったりもするかもしれません。そのようにイニシアチブ取って、議題にすると。やはり取組の先進校として、教育長が議題に挙げるといふ、議論を進めてほしいということですのでけれども、お考えを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

ただいまの御質問についてお答えします。定例の教育長会議というのが毎月ございます。そこではいろいろ様々な議題で話合いが進められて、毎月いるのですが、既にこの部活動の地域移行、地域展開につきましては、各町で大きな課題として取り上げられておりますので、既にもう今日教育長会でも話題には上がって、ほぼ毎月のようにいろいろな話がされているところです。

しかし、なかなか5町の中で同一歩調というか、そういう形で進めていくには、様々な課題をクリアしなければいけないということで、まだやっとスタートラインに立ったと。もしかしたらスタートラインはまだ手前かもしれませんが、そのような状況にあるということは、御理解ください。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

やはりスポーツ協会の方も、ほかのところも、途方に暮れていらっしゃるほかの町の方から、開成町早く見本になってくれよという声があるということです。ですから、そのように先駆的で、開成町でよく進んでいるというところをやはり発信していただいて、例を示してほしいと思います。

こうして見ていきますと、やはり教育の分野においては、先ほどほかの議員の不登校についても、ソーシャルカウンセラーですとか、図書の実には司書さん。様々な専門の方々が関わっていらっしゃいます。

以前の一般質問では、町民のボランティアも非常に多いという、それは町の特徴であると、そのような御答弁もいただいております。

表だって見えることではありませんけれども、やはり積極的に、よりよい教育の質、教育環境というものを求めている開成町だと思います。

まずは「隗より始めよ」と言いますけれども、この足柄の地で、足柄の土地で、教育のまちとしてのポジションを確立させる。これは着実に戦略としてです。実直に多くの方々の知見や協力を得てなし得ている、開成町の教育ですから、それで町民の子どもたちの笑顔が増えて、すばらしいでとどまらずに、これは町長に伺いますけれども、自然発生的にそのよううわさが広まって人が増えていくというのを期待するでもなく、これは企画政策として生かしていただきたい。この読書環境の充実、部活動の先駆的、これは本当にぬきん出ていると思いますけれども、そのよ

うなお考え、今後の展開について伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問ありがとうございます。図書館につきましては、先ほど述べさせていただきましたので、部活動の地域展開についてですけれども、私自身も魅力の1つとして、ぜひとも発信していきたいと思っております。

この取組が始まったときにもおっしゃったようなダンスとかバドミントン、この機会に加えられないかという話も実際しました。

今後も、子どもたちが実際プレーしたい、もしくはチャレンジしたい種目、文化も含めてですけれども、できる限り用意できればとは思っています。その中で、連携とかも、必ずしも1市5町という枠組みでなくても、先ほど陸上の例があったように、個別に、例えば2校で、この種目でという現実的なところから、小さな一歩が次の一歩につながっていくのではないかと思います。

それでそういう大きなビジョンとか、戦略的にもやっていきたいなぐらいの思いはあるのですが、私にとっての唯一最大の課題は、やはりお金です。最初に取り組んだときに、正直、一応表現は適切ではないかもしれませんが、びっくりするぐらい高く、これは持続可能性はないと思いました。よって、職員は承知していますけれども、私が直談判して、価格の交渉をしました。それでも私の感覚的には、持続可能性は非常に厳しいと思っています。なので課題を知恵を絞って、それは御寄附を頼るのか、連携することによって、シェアするのか。いろいろ考えられると思うのですが、それを克服しながら子どもたちの選択肢も増やし、夢も奪わないように頑張っていきたいなとは思っています。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

神奈川県下では、部活動の地域展開に関しては、開成町と大磯町がかなり進んでいまして、国のほうのスポーツ省の事例にも挙がっています。ただ、そこで課題はというところで、大磯町か、ちょっと分かりませんが、すみません。やはり予算面を課題に挙げていらっしゃいました。そこの課題を挙げていながらも、やはり部活動であるからには、平等でありたい。受益者負担というのをできるだけ避けたい。それにはやはり企業版ふるさと納税ですとか、寄附についてを検討するとありました。

開成町の中では、やはり同じ課題です。このまま一般財源でいくだけではなく、開成町のほうは、受益者負担ですとか、企業版ふるさと納税など、様々な考えを検討していくと書いてあったのです。なので、私としましては、3つ目に書いてあります体験格差、これを解消する部活ですから、やはり予算面で、例えばですけれど

も、今後受益者負担にもしなかった場合は、今、就学支援活動の助成をされていらっしゃいます。経済的にちょっと難しい方々には、入学するための費用として援助されているので、そこに加算していただきたいと思っています。

やはり予算のことになりますと、町だけでは限度があるというところで、こちら教育長には、ぜひ授業の部活動の地域展開に先進的であると実感を持って、これでは予算がというところを町だけではなく、町ではなく、県や国のほうに教育長の立場として訴えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

ただいまの御質問についてお答えします。

先ほど私のほうで、部活動のこの地域展開には、地域展開の今後の可能性について様々な課題があると申しました。その課題の1つが、まさにこの予算のことです。

現在、国の改革期間でありまして、国と県から補助金を活用して、現在の事業も進めております。持続可能な取組とするためには、町単独の事業としては大変厳しいというのは、先ほど町長からも申しましたとおりです。引き続き、国や県にも長期のそういった補助を継続してもらおうよう働きかけて、今現在もしているところですので継続していきたいと考えております。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

では先ほどコート整備の話で、テニスコートの話が出ました。これは先ほどの御答弁から進んでいると解釈しましたがけれども、ほかに、今、テニス部というのは、結構数が多いのです。人気があります。

やはり話題になるのが、県の合同庁舎のテニスコートです。クレイコート、立派なのがありますけれども、やはり野球場と同じく、ここは何だろうと思うほどに、草が生えている。繁茂してるときがあります。こちらも、やはり御要望があるのです。あちらの施設は公共施設として非常にもったいないと。スポーツの町、スポーツが盛んな開成町だったら、だからこそお伝えできるのではないかと。そのような声がありまして、私もこれは今回のこのような部活動を地域展開という、大変に苦労されての実施というところではあります、それをなし得ている。その町の開成町の長として、これはあの県に申し入れて、ぜひこのコート、開成町のスポーツ、足柄地域のスポーツの発展のために使えないかと、お互いに協力すれば、開成町だけの負担ということはないと思うのです。足柄上郡地域一体で利用するとなれば、負担金、それも難しいのかもしれないですけれども、そのような将来的に、そこもぜひこの発展の延長線上にあるものとして訴えていくことは可能でしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

可能です。実際、吉田島高校のテニスコートをお借りしていたような時期もあったと承知しておりますし、県、国の、それが低未利用、不稼働の資産であれば、そういう相談はできると思います。

ただ、こと、あその場所に関しては、防災拠点云々という位置づけもありますので、そこら辺に関しては、まだ私どもも、全体を把握できてないところもありますけれども、そういう相談はしてみたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

もう少し覇気を持って、スポーツマンですから、町長、頑張ってくださいと思います。教育長もスポーツマンですから頑張ってくださいと思います。

ぜひこの予算がどうしても頭をもたげてしまうのかのような印象がございましたけれども、ぜひ開成町のスポーツの発展、子どもたちの笑顔、生涯学習、皆さんの健康のために頑張ってくださいと思います。

では、ちょっと時間がないのですけれども、体験学習のほうも、教育振興基本計画には、広域連携を行っていくと記載がございましたので、幕別ですとか、瀬戸屋敷のインバウンドですとか、様々なここに多分書き切れなかったような体験も様々なあると認識してございますが、今後のより身近な、隣町でできる体験、そのような機会を得やすい環境にしていきたいとも思っていますので、ちょっと今後に期待したいと思いますが、よろしいですか。ちょっと一言いただければと思います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

それではただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど議員のほうで挙げられたものは、相互交流という形でやっているもの、青少年の部門でやっております。そのほかにも、山北町さんとの間でスポーツのほうで、丹沢湖のカヌー体験というのを開成町から伺う形でやらせていただいています。こちらについては、片側交流という形なので、非常に山北町さんにお世話になっているという状態でございます。

このほかにも、足柄県西エリア、各自治体が、それぞれ魅力的な地域の特色を生かした、うちで言うジュニアチャレンジスクールのような事業を展開していると思っております。できれば、総合乗り入れできるような事業について、今後可能性を探っていければと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

では最後に、以前に教育のまちとしてまだ伸び代があるのではないかということをおっしゃっていました。教育長に、今のこれからの教育のまちについての思いを伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（石塚智久）

それでは「教育のまち・開成」と胸を張っているかという部分につきまして、私は開成町は教育のまちであります、と言い切らせていただきます。

しかし、胸を張って、そのように言える部分と、まだ道半ばである部分、その両方があると受け止めています。

本町は、県内でもいち早く園・学校をコミュニティ・スクールとしたり、教育支援センターを設置したりしました。最近では、中学校の体育館への空調整備、G I G A スクール構想に伴うタブレット端末の更新、部活動の地域移行、地域展開では、そういったものでは県内でも先進的な取組をしております。

また、支援を要する子どもたちの対応では、学習支援員や介助教員等を町費で確保し、英語教育では、小中学校でのA L T の増員や中学校でG T E C を実施し、成果を上げていきます。

また、令和の日本型教育の推進に向け、県西地区では唯一、リーディングD X スクール事業の認定校として、個別最適な学びと協働的な学びの一体化の事業に取り組むなどを進めております。これらは、町として教育を大切にする姿勢を常に持っている証しだと思っています。

一方で、昨日も議題に上がりましたが、いじめや、不登校、教員の働き方など、教育を語る上で避けては通れない課題もございます。

教育のまちを掲げるのであれば、よいところだけでなく、課題にも正面から取り組み続けることも必要かと考えています。

開成町は、教育のまちとしての土台を持ちながら、同時に教育のまちをつくり続けている途中であると思っています。

これからも子どもたちを中心に据えた取組を重ねて、皆様と共に胸を張って、「教育のまち・開成」と言える町へとさらに近づけてまいりたいと私は強く思っております。

以上でございます。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

最初の答弁で書き切れないような取組が、本当にたくさんあるのだなと実感いたしました。

やはり地域性は足柄の地域性と述べながら、やはり現実的に厳しいものがございます。全体では人口が減っていているというところでは。それを、このたくさんの方々の思いが詰まったような教育環境の充実、整備の充実というところがある開成町です。

やはり「開物成務」という名前そのものが、生きた「教育のまち・開成」というものは、先人が脈々をつくられてきたものですから、やはりそれはひっさげる形で、足柄上地区全体を持ち上げてリードしていくようにしていきたいと思っております。

私は縁もゆかりもない、見聞きした少ない情報で、ここならと思って、子どもたちによい環境だと思って引っ越してきました。

温かなこの町をもっと知ってほしいという町民が大変多いです。町民力がついてきている開成町に今後も期待いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで清水議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開を11時15分とします。

午前10時50分

○議長（山本研一）

再開します。

午前11時15分

○議長（山本研一）

日程第2 松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

松田町外二ヶ町組合議会議員に浜田時彦さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました浜田時彦さんを松田町外二ヶ町組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、浜田時彦さんが松田町外二ヶ町組合議会議員に当選されました。

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

ファイル名01、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを御覧ください。

提案理由。人権擁護委員のうち1人の任期が令和8年3月31日をもって満了になるため、その後任者として引き続き同人を法務大臣へ推薦したいので、議会の意見を求めます。

なお、今回推薦したい小野弘之さんは、令和2年から人権擁護委員として人権啓発活動や相談活動等に従事されております。また、中学校教諭としても勤務され、社会の実情に通じ、教育者として中立・公正さを兼ね備えておられ、熱意を持った積極的な活動を実践されてきました。子育てや教育の人権問題にも関心があり、人権、識見も高く、再任が適切と考え提案するものです。任期は、令和11年3月31日までの3年間です。

参考までに略歴を添付しておりますので、御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって推薦者を適任と認めます。

日程第4 議案第52号 開成町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要が生じたので、開成町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、議案第52号について御説明させていただきます。

ファイル02、議案第52号 開成町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを御覧ください。

まず、今回の条例制定の趣旨について御説明いたします。

国では、全ての子ども・子育て世帯を対象に、ライフステージ全体を俯瞰して切れ目ない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進していくために、令和5年12月にこども未来戦略を策定いたしました。

その中で、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て環境に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、児童福祉法の一部が改正され、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。

また、この事業は令和8年度から全国の自治体で本格実施されますが、実施に当たりましては、児童福祉法の規定により、事業の設備及び運営について、実施事業者の認可の際に求められる基準を市町村が条例で定めることとされていることから、条例の制定を御提案するものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

目次を御覧ください。本条例は、第1章の総則、第2章の乳児等通園支援事業、第3章の雑則の構成となっております。

第1条は趣旨を、第2条は用語の定義を、それぞれ規定するものでございます。第3条は、定める基準が、この事業を利用している乳幼児が心身ともに健やかに育成されることの保障を、第4条及び3ページの第5条は、その基準の向上について、それぞれ規定するものでございます。第6条は事業者の一般原則で、利用乳幼児の人権に十分配慮することなどを規定するものでございます。第7条は、非常災害に対する計画の策定と訓練の実施を規定するものでございます。

4ページを御覧ください。

第8条は安全の確保を図るための安全計画の策定や定期的な見直しを、第9条は利用乳幼児を車内に取り残さないための措置などを、それぞれ規定するものでございます。

5ページを御覧ください。

第10条は事業所及び職員の一般的要件を、第11条は職員の知識及び技能の向上を、第12条は職員の兼務について、それぞれ規定するものでございます。第13条は差別的な取扱いの禁止を、第14条は虐待等の禁止を、それぞれ規定するものでございます。

5ページから6ページにかかる第15条は、衛生管理に関して、第1項で提供する水の衛生的な管理、第2項で感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止、第3項で衣料品の備蓄を、それぞれ規定するものでございます。第16条は、食事の提供に関する設備を規定するものでございます。第17条は、事業の運営に関して重要事項として定めておかなければならないことを規定するもので、具体的な重要事項として、第1号の目的及び運営の方針、第2号の支援の内容、第8号の緊急時等における対応方法、第10号の虐待防止の措置などになります。第18条は、職員や収支などに関する帳簿の整備を規定するものでございます。

7ページを御覧ください。

第19条は退職した職員も含めた職員に対する秘密保持を、第20条は苦情への対応を、それぞれ規定するものでございます。第21条は事業の区分に関するもので、この事業は一般型及び余裕活用型の2つに区分されます。このうち第3項に規定する余裕活用型については、保育所等の事業所において利用定員の総数に満たない場合であって、利用定員の総数から実際の利用児童数を除いた余裕分を活用するものになります。第2項に規定する一般型については、ただいま御説明した余裕活用型に該当しないものになります。

8ページを御覧ください。

第22条は設備の基準に関するもので、この事業を行うために必要な部屋や面積などを規定するものでございます。

少し飛んで、10ページを御覧ください。

第23条は職員に関するもので、第1項で保育士を、11ページの第2項で乳幼児の年齢による従事者の数を、第3項で従事者数の例外規定を、それぞれ規定するものでございます。

12ページを御覧ください。

第24条は支援の内容に関するもので、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により支援が提供されなければならないことを、第25条は保護者との密接な連絡を取ること、及び支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るように努めることを、それぞれ規定するものでございます。第26条は、余裕活用型で実施する場合の設備及び職員の基準について、施設等の区分ごとの関係条例を規定するものでございます。第27条は、第24条の支援の内容及び第25条の保護者との連絡の規定を余

裕活用型で実施する場合に準用することを規定するものでございます。

13ページを御覧ください。

第28条は、記録等を書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定するものでございます。

附則です。この条例は、公布の日から施行いたします。

御説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

7番、今西景子です。

開成町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちら、開成町独自の独自性を出したところがありましたら、お示してください。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

こちらの条例の内容、基準につきましては、基本的には国が示した基準にのっとっているものでございますが、ただいまの御質問、開成町独自のものといたしましては、5ページ、第10条の第1項、こちら、乳児等通園支援事業者、行う者ですね、そちらが開成町の暴力団排除条例、こちらに関係する者であってはならないというところ、こちらの第10条第1項が独自の部分でございます。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

以前、保育施設の条例を定める際に、園庭の条件を町独自でつけた事例が以前ございましたが、今回は園庭に関しまして、どのような検討がされましたでしょうか。

○議長（山本研一）

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

ただいまの御質問について、お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、対象が0歳から2歳児ということがございます。先ほど申し上げたように、国の基準に準じて条例の制定をさせていただいていることが1つと、園庭につきましては、特段、このタイミングでは特に検討等はしておりません。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長 (山本研一)

討論がないようですので、採決を行います。

議案第52号 開成町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタン押してください。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長 (山本研一)

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第53号 開成町民センター条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長 (山神 裕)

提案理由。受益と負担の適正化の観点から、開成町民センター等の使用料の額を引き上げるため、開成町民センター条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長 (山本研一)

細部説明を担当課長に求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 (田代孝和)

それでは、私から説明をさせていただきます。

ファイルナンバー03、議案第53号 開成町民センター条例等の一部を改正する条例を制定することについて、説明をさせていただきます。

初めに、今回の条例改正の趣旨、概要について説明をいたします。

現在の開成町民センターは、昭和61年度に開館した本町の生涯学習の拠点となる公共施設です。開成町立開成小学校、開成南小学校、文命中学校については学校教育施設であり、学校教育上、支障のない範囲で社会教育、その他公共のために使用できることとなっております。

開成町南部コミュニティセンターは、平成元年度に開館し、地域活動の推進及び町民のスポーツの振興に寄与することを目的とした施設です。それぞれ施設を使用する際の使用料が条例で定められており、今回の一部改正は、近年の人件費の大幅な上昇や物価の高騰などを踏まえ、受益者負担の原則にのっとり使用料の額を改定するものでございます。

それでは2ページ目を御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町民センター条例等の一部を改正する条例。

開成町民センター条例等の一部を次のように改正する。

第1条、開成町民センター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後です。

第7条です。改正前は、基本使用料にいわゆる消費税10%を乗ずることを規定しておりました。改正後においては、同条例の別表にて消費税込みの使用料を規定することとしたため、所要の改正を行うものでございます。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。2ページ目から3ページ目にかけて、改正後、改正前の順に掲げられております。

先ほど説明しました第7条の改正を受けて、改正前の基本使用料を改正後の使用料に改める、別表の右上に消費税込みと規定するといった改正を行います。また、会議室の名称について、改正前の小会議室を改正後の小会議室（A）に実態に即して改正いたします。

使用料については、小会議室（A）の金額を改正前の200円から改正後の300円に、小会議室（和室）の金額を改正前の100円から改正後の150円に、中会議室（B）の金額を改正前の300円から改正後の400円に、集会室（和室）の金額を2つに区切ったときのA、B、上記以外のときの順に、改正前の100円、200円、300円から改正後の150円、300円、450円に、中会議室（A）の金額を改正前の400円から改正後の550円に、大会議室の金額を改正前の1,000円から改正後の1,500円に、それぞれ改めるものです。

続いて、第2条、開成町学校施設使用条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。こちらについても、右側が改正前、左側が改正後となっております。

第5条です。先ほどの開成町民センター条例と同様に、消費税に係る規定について所要の改正を行っております。

4ページを御覧ください。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。4ページ目から5ページ目にかけて、改正後、改正前の順に記載されています。

改正後は消費税込みの使用料となるため、別表の右上に消費税込みと規定し、使用料については、開成町立開成小学校の屋内運動場の使用料の額を改正前の1,000円から改正後の1,250円に改め、新たに屋外運動場（大型冷風機）2基の使用料の額を1時間につき100円と規定します。

開成町立開成南小学校の屋外運動場夜間照明設備の使用料の額を改正前の3,000円から改正後の3,800円に、屋内運動場の使用料の額を改正前の1,000円から改正後の1,250円に改め、新たに屋内運動場（大型冷風機）の2基の使用料

の額を1時間につき100円と規定します。多目的ホールの使用料の額を改正前の1,000円から改正後の1,250円に、多目的室の使用料を3つに区切ったときのA、B、C、上記以外のときの順に、改正前の100円、200円、100円、400円から改正後の110円、220円、110円、440円。

第一音楽室の使用料の額を改正前の500円から改正後の550円に、第二音楽室の使用料の額を改正前の400円から改正後の440円に、第一家庭科室の使用料の額を改正前の400円から改正後の440円に、図画教室兼第二家庭科室の使用料の額を改正前の400円から改正後の440円に、工作教室の使用料の額を改正前の400円から改正後の440円に。

開成町立文命中学校の屋外運動場夜間照明設備の使用料の額を改正前の3,000円から改正後の3,800円に、屋内運動場の使用料の額を改正前の1,000円から改正後の1,250円に改め、新たに屋内運動場(空調機)の使用料の額を1時間につき200円と規定します。テニスコート夜間照明設備の使用料の額を改正前の1,000円から改正後の1,200円に、それぞれ改めます。

第3条、開成町コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後です。

第6条、こちらについても、先ほどの2つの条例と同様に消費税に係る規定について所要の改正を行います。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。5ページ目から6ページ目にかけて、改正後、改正前の順に記載されています。

改正前の基本使用料を改正後の使用料に改め、別表の右上に消費税込みと規定します。

使用料については、体育室の使用料を改正前の1,000円から改正後の1,250円に、談話室の使用料を改正前の200円から改正後の220円に、研修室の使用料を改正前の200円から改正後の220円に、それぞれ改めるものでございます。

次に附則です。本条例改正は、令和8年4月1日を施行日といたします。

経過措置として、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行日以降の使用の申請に係る使用料について適用し、施行日前の使用の申請に係る使用料については、なお従前の例によるものとなります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(山本研一)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

5番、武井議員。

○5番(武井正広)

5番、武井です。

町民センターを含めまして、いろいろな教育施設、今の物価高、それから人件費高騰、受益者負担という意味合いでは致し方ないかなという思いはありますけれども、

やはり住民感情としては、公共施設の利用料金が上がるというのは痛みを感じるころではあるわけです。

そんな中で、そういう思いの中でも、では、例えば、近隣で同様のような施設と比較したときに、今回のアップしたところというのは大体、今、同じような状況と考えていいのですか。それとも、開成町のほうが高くなっているのか。その辺りは、どのように感じておられますか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

今回、条例改正を提案するに当たり、やはり近隣の状況というのを確認してございます。大会議室だとか、町民センター、中会議室（A）だとか、大体同じような定員、こういったものを基準に見てきているところですが、金額としては、現状については開成町のほうが少しお安めという形になっておりまして、その他、近隣の自治体については、現時点で、しばらく改正していないという状況にありますので、物価高騰を受けて条例を改正していくという点では、開成町が一番最初になるのかなと思っております。そういった点では、改正後については開成町の料金のほうが高くなってくるというところでは、

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

承知しました。

一方で、値上げをするなら、やはり努力していただきたいところもあるのかなと。管理運営コストだとか効率化とか、そういったところというのは、何か取り組んでいくところというのはあるのでしょうか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

コストを縮減してということに関しては、なかなか費用の部分、維持管理費というところでは、例えば、ナイターだったら1年間使うに当たっての保守点検だとか、そういったところも金額を削るようなものでもございませんし、あと、一番ウエートを占めております電気代、こういったところも上がる一方で触りようがないところ。その他、町民センターで貸出しを行うための人件費だとか、そういったところも見た中で今回算定しております。

ただ、近隣等を見た中で、上げ過ぎてしまうというようなところに関しては、むしろ少し抑えるような形で調整をしておりますので、負担が増えるというところは否め

ないところですが、町側でも配慮をしてというところはあるということをお承知おきいただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫です。

昨今の状況を鑑みて、この値上げ自体に趣旨として反対するものではございませんが、ここに受益と負担の適正化とありますけれども、結構な頻度で減免が行われていると思います。減免した部分は行政側から補填をしているのではなかったかなと思うのですが、その場合、利用者以外の、町民の税を使うわけですから、ランニングコスト上昇分というのが、先ほどの挙げられた人件費、それから電気代、ほかに今回の値上げに起因するようなものがあれば、例をお示しいただければと思います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

減免のお話もありましたけれど、減免については、公用で使う場合は完全に無料という形であったり、あと町の関係団体、委嘱をしている団体だとか、そういったところも無料と。そのほか50%の団体もあつたりしますが、町の婦人会だったり公益性の高い団体というところで、そこに対して町が補填をしていくというところに関しては、何ら問題ないのかなと思っております。今回の値上げについて、その減免分との因果関係というところは特にございませんので。

すみません、答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

すみません。減免分との因果関係というよりは、減免の分は全町民から集めた税によって負担するので、値上げに起因するような要因が、人件費、電気代、これはもう我々も容易に理解するところですが、ほかに、もしあればということでお伺いをいたしました。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいですか。

答弁、はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

すみません。私ののみ込みが悪くて申し訳ありません。

今回、人件費、電気代以外、先ほど委託料というお話もさせていただきました。そのほかにも様々な消耗品だとか、申し訳ありません。そのほかにも、基本的には人件費、

電気代、雑費、そういったところで構成をされています。

すみません。以上です。申し訳ありません。すみません。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

開成町立文命中学校の野外運動場夜間照明設備、テニスコートも夜間照明設備があって、やはり電気代というところで、南小もありますけど、ちょっと今は中学校の話を町民から伺ったことがありますて、お聞きしますが、こちらは使用頻度など、どの程度あるものなのでしょう。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ナイター設備につきまして、ただいまの御質問にお答えいたします。

ナイター設備についてなのですが、令和6年度に関しては、かなり実績が落ちたところがございます。文中のグラウンドに関しては16回、南小学校グラウンドについては6回、テニスコートについては1回というところでした。トータルで23回と。令和5年度がトータルで58回でしたので、夏場の猛暑の関係だとか、そういったところでの利用減かなと考えているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私からも補足というか、させていただければと思います。

どうしても物価、物価というところにフォーカスが当たり過ぎてしまって、だから、直近、物価が上がったから値上げするみたいに思われてしまってもいけませんので、まず確認なのですけれども、町民センター、学校施設の料金の値上げを諮らせていただくのは、町民センターに関しては、できてから消費税の引上げ以外では初めてということになります。よって、引上げ幅に関しては、そのぐらいのスパンで見ただけだとありがたいという点と、あとは、また、これ、今度は直近の話になってしまうのですけれども、一昨年から大規模改修という形で予算もお認めいただいて投入したという経緯も踏まえて、この数字というものを捉えていただくとありがたいです。よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

かなり減ったというところですね。金額を上げるまでもなく実績が減ったというところで、では、上げてどうなるのかということがありますので。だからといって、維持費がかかるから、少ないから、では、やめようと。やめるのは本当に簡単になってしまうので、ぜひ、金額を上げるに当たって、てこ入れといいますか、利用実績も上げるように取り組んでいただきたいと思います。お考えを伺います。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えいたします。

ナイター設備に関しての住民等への利用案内というのが、まだまだ不足していると考えております。各団体、または広報、そういったところに周知の力を入れて、もっと利用率を上げていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。

改正前は税別で費用をいただいております。それで、今回御提案いただいた改正後のほうは税込みという形の表記になっております。これ、税別と税込み、表記が違えば結構数字を見間違えたりするのですけれども、これ、金額が変わっていないところもあるじゃないですか。実質100円だったものが、税込みになりまして110円と。多分、金額は一緒だと思うのです。ただ、実質、値上がっているものもあるかと思うのですが、この差だけ教えてもらっていいですか。どういう基準で上げるものか、上げないものを判断したのか。お願いいたします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

ただいまの御質問にお答えします。

算定方法が実は大きく2つに分かれております。1つは、町民センターについては面積等で全体の維持費を案分することができる施設というところで、そこで計算をしていっているということ。それと、先ほど町長からもありましたが、30年以上にわたり料金の見直しがされていないというところもありましたので、こういったところで値上げ率が高いところがございます。

それと、もう1つ、体育施設関係ですね。南部コミュニティセンターも、こちらのほうに入れさせていただいて考えてございますが、こちらは面積で案分することがなかなか難しい。そもそも体育館とかですと学校の施設でありますので、そこを社会教育、社会体育で使っている分で計算するというのが難しいので、基本的に、その間だけで使っている電気代だとかをデータから拾って積算しているというところ

ろで、値上げ率が異なっていると。

そういったところで、恐らく、町民センターの会議室で同じ金額で値上げになっているもの、あと南小の会議室系で、同じ金額なのに値上げになっていないもの、そのところが気になられたのかと思いますが、そこで差が出ているというところですが、厳密に言うと、値上げ率を掛ければ数円単位だとかでの値上げということはあるのですが、そのところは券売機だとか、その辺の活用の関係で丸めております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田でございます。

開成小学校と開成南小学校の大型冷風機で、2基で100円ということで出ております。これ、水を入れるのが大変だと聞いております。これも加味した100円の金額なのですか。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

あくまでも、大型冷風機に関しては、使っている時間帯でかかる電気代のみを請求するというような使用料金に設定してございます。こちらについては、水を入れたりというのが大変だというお話は分かるのですが、そこまで団体のほうで、使用する団体のほうでやっていただいているところでの料金ということになります。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

すみません。要するに、借りた人が水も入れるのですよということですね。そういうことで、いいですよ。

あと、2基で100円ですよ。これを2基にしたというのは、どういうあれなのだろう。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（田代孝和）

体育館は、冷風機が四隅にそれぞれ1基ずつ冷風機が設置されるようになります。冷風機を使うに当たり、ほとんどの団体が半面利用、体育館を2つに分けて使うということなので、半面利用のときには、そうすると2基というのが1単位になるということで、2基利用というのを基本とさせていただいております。もちろん、全面使用のときには、その倍というような料金設定ということですが。

以上です。

○2番（吉田敏郎）

ありがとうございました。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第53号 町民センター条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前12時00分

○議長（山本研一）

再開します。

午後 1時30分

○議長（山本研一）

日程に入る前に、清水議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。

先ほどの私の一般質問におきまして、町民の御要望そのままに合同庁舎の野球場とテニスコートの整備をと要望いたしました。けれども、テニスコートにつきましては長期間、コートとして使用できない状況であるということを鑑みまして、合同庁舎のグラウンドと訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

これに伴う答弁について、同じ文言がありましたら訂正したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、日程第6 議案第54号 開成町福祉会館条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。受益と負担の適正化の観点から、福社会館の使用料の額を引き上げるため、開成町福社会館条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

それでは、議案第54号 開成町福社会館条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明をさせていただきます。

ファイル名04、議案第54号をお開きください。

初めに、今回の条例改正の趣旨と概要について御説明をさせていただきます。

開成町福社会館は、指定管理者制度により施設の管理運営を行っている公共施設の1つです。今回御提案する利用料金につきましては、平成7年の開館以来、消費税率の改定を除き、約30年間改定していない現状となっております。今回の一部改正は、近年の物価高騰などの状況を踏まえ、今後も利用者に適切なサービスの維持、提供を行うため、受益と負担の適正化を図る観点から、利用料金の上限額を平均で約28.8%増額改定するものでございます。

2ページを御覧ください。

条例案でございます。

開成町条例第 号。

開成町、福社会館条例の一部を改正する条例。

開成町福社会館条例の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。2ページから3ページにわたる表が改正後の別表になります。

まず、室名の変更がございました。条例規定上の名称と実際に習慣として利用している室名の名称が異なっている箇所が2室あるため、30年間親しまれている名称に合わせて改正するものでございます。表中の施設名称欄の2行目、楽室を楽屋に、9行目の視聴覚コーナーを視聴覚室に、それぞれ改めるものでございます。

次に、上限額の改正です。それぞれ1時間当たりの上限額を改正するもので、多目的ホールを3,140円から4,500円に、楽屋、控室、多目的室をそれぞれ310円から400円に、大広間を620円から800円に、娯楽室と教養娯楽室をそれぞれ200円から250円に、地域交流室を310円から400円に、視聴覚室を200円から250円に、団体利用コーナーを520円から650円に、それぞれ改めるものでございます。

4ページ目を御覧ください。

附則でございます。第1項は施行日を定めるもので、6か月前から予約が可能である多目的ホールは令和8年7月1日に施行を、3か月前から予約が可能であるそのほかの部屋は令和8年4月1日から施行を定めるものでございます。

第2項は、経過措置を定めるものでございます。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番、寺野でございます。

午前中の町民センター等々のところでもお話を伺ったのですけれども、こちらは税込みですか、現状として。お願いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは、指定管理という点で午前中の施設とは若干異なります。利用料金の上限額を定めるものとなってございまして、お答えといたしましては消費税も含んだ金額の上限をお示ししているものでございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

4番、井上慎司です。

今回の公共料金の利用改定は、先ほどの議案も含めてなのですが、維持管理費や光熱費の増加、また、30年間、価格を改定してこなかったということが大きな理由とされていますが、その中で、どの費用が、いつから、どの程度増加し、どのような算定式で改定額に反映されたのか、こういった部分はしっかり検証されてきたものとして、それを前提として質問させていただきます。

福祉会館は町内唯一の多目的ホールで、文化・芸術の発信拠点であるとも認識しております。そんな中で、生涯活動の中心の施設が今回の値上げを行うことによって発表会等の開催が縮小、あるいは団体の活動回数の減少、若者から高齢者までの学習機会の減少など、文化・生涯学習を含む様々なところへの活動の停滞を招く可能性について、そういった部分が検証されたのかどうかを伺います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、福社会館そのものの設置の目的が、地域福祉活動の振興及び町民福祉の向上に寄与するということが会館自体の設置の目的になってございます。この趣旨に基づきまして、御利用されている団体につきましては、団体によって減免、全額減免、2分の1減免等、減免措置を行ってございます。したがって、この趣旨に、より近い使い方をされている団体につきましては、直接的に料金の影響を受けることは、多少はございますが、できるだけ少ない形になるような配慮をしているつもりでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

ちょうど減免団体、あるいは免除団体についてのことを次で聞こうと思っていたのですが、減免団体、様々あるかと思うのですが、利用実績等に応じて今回の価格改定の中で見直し、あるいは減免だった団体を免除にするだとか、免除だった団体を減免団体にするだとかという、そういった部分の検証は行われたのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

減免団体の検証ということでございますが、減免団体の範囲を広げるかどうかという検証は行ってございますが、結論といたしまして、今回は、その部分は拡大、縮小を行わないという結論に至ってございます。

今現在、利用実態から見る減免団体の状況なのですが、令和6年度の実績で申し上げますと、182団体が御利用されてございます。全額免除の団体が89団体で、比率で申し上げますと48%、半分近い団体が全額免除で御利用されているといった状況、それから2分の1減免の団体が10団体、比率で申し上げますと5.5%、3分の1減免の団体が2団体で、比率で申し上げますと1.1%という状況になってございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

検証の結果は現状のままでいくということなのですが、今後運用していく中ではしっかり、その辺、ヒアリングも続けていただいて、各団体の活動が縮小することのないように対応していただきたいと思います。

最後の質問になるのですが、条例全体が令和8年4月1日施行、多目的ホールの料金だけが令和8年7月1日施行ということで、施行日が2段構造になっております。そのことについて伺いたいのですが、なぜホールだけ施行日が3か月遅れてい

るのか。その理由について伺いたいのですが、実際に、これが予約日が基準になっているのか、実際、活動する日が基準になっているのかが明確になっていないので、利用される団体さんが混乱を招くのではないのかなと思うところがあります。

先ほど多くの団体さんが登録されているというところでお話を伺ったのですが、町民に周知することは、もちろん、まず第1なのですが、さらに活動されている団体の皆さんに今回の条例の施行日、あるいは、どの段階から料金が変わるのかというところを明確にさせていただきたいのですが、その辺の今後の取組について伺います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、周知という点でございますが、もちろん周知を図る期間を設ける必要があるということの中で施行日を定めてございます。施行日の関係、設定の関係なのですけれども、こちらについては、周知期間も含めて利用日時点、こちらで申し上げている、条例で申し上げている施行日というのは利用日時点を示してございます。したがって、予約の段階で、極端な話、多目的ホールにつきましては、状況によっては、同一の日を予約した時期によって異なる料金になる可能性があるといったことを懸念いたしまして、しっかり周知期間を取って、同じ条件で皆さんが予約できて使えるようにするためには、多目的ホールのみ6か月前から予約できるということを勘案して、ずらしているといった状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

6番、前田せつよ議員。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよでございます。

今、同僚議員の質問の中にも、料金改定の件につきましては、御答弁の中で様々御検討されたという答弁がございました。その中で、条例の中に「1時間につき」ということで、改正前、改正後、それぞれ利用単位についての明記がございます。それに伴いまして、欄外に、利用時間に1時間満たない端数があるときは、これを1時間とみなすという表記が、ほかに2か所、合計、この条例に関しては3か所明記があるところでございます。

平均で28.8%の増額ということを考えますと、「1時間につき」という観点を、利用する人たちの利用しやすい観点から考えますと、1時間ではなくて0.5時間という「時間につき」という単位についての御検討等をされる余地もあつたらうと、私、思うところでございまして、この点についての御見解をいただけたら

と存じます。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

利用時間の単位に関する御意見だと思います。単位につきましては、福祉会館に限らず、公共施設は一般的に開成町の場合は使っている単位だと承知をしてございます。なかなか0.5、30分単位にすることがどうかということでございますが、1つの可能性としてはあるのかなと思うのですけれども、利用しやすさ、分かりやすさみたいなところを考えたときには、やはり皆さん、1時間という単位の中で打合せや会議の時間を設定して今、御利用いただいているという習慣というか実態がございまして、ここまで変えて、返って混乱させるようなことはないほうがよろしいのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

ただいま参事兼課長から、開成町としては、こういう利用要件等々は1時間という単位で様々運用しているのではないかと御答弁がありました。しかしながら、開成町の事業展開の中で、以前は1時間単位で行っていたけれども、途中から0.5単位で様々事業展開を行っている事案がございまして。

駅前でございますファミリーサポートセンターのところは、おねがい会員、それからまかせて会員とのところですが、当初、スタート時点では1時間単位で町民が御利用されていたところ、0.5という数字に置き換えて今は運用しているように承知をしているところでございます。その点を考えますと、例えば4,500円、多目的ホールも、もし1時間ではなくて30分で切り替えれば2,250円になっただろうとか、様々考えが及ぶところでございます。

あと1点、町民から、意外に、利用するときの会場を選んで、利用するところで施設を借りようと思ったら前の団体が使っていたと。それで別の場所に変更しなければならなくなったときに、ボンと金額が上がるという。ですから、利用の単位というのも、そこで30分刻みであれば、その点、様々な視点から利用しやすいのではないかなというお声を以前、3名ほどの方から伺っていたことも踏まえて今回の質問をいたしました。今後、この運用に関して、その辺も鑑みながら御検討していただく余地が残っているのか否か、御答弁願います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問について、お答えいたします。

1つは、今、議員からファミサポの例示がございました。こちらについては、まかせて会員、会員間での預かりということがございますので、今回の公共施設の利用という観点からはちょっと利用の形が違うのかなと思います。

それから、30分刻みということで、なかなか、より使いやすくなるのではないかという御意見もございますが、これにつきましては福祉会館だけの問題ではないと思いますので、全体的な公共施設の利用の仕方みたいなことの中で考えていく際の御参考の意見として受け止めさせていただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第54号 開成町福祉会館条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第7 議案第55号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

こども課長。

○こども課長（奥津亮一）

それでは、議案第55号について御説明をさせていただきます。

ファイル05、議案第55号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定することについてを御覧ください。

初めに、今回の条例改正の趣旨を御説明いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正が行われた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を引用している町条例の基準を改正するもので、改正のポイントは3点ございます。1点目は虐待等の禁止に関するもので、児童福祉法で虐待に当たる行為を定めている条に項が新設されたための改正になります。2点目は利用乳幼児及び職員の健康診断に関するもので、健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加する改正になります。3点目は保育士に関するもので、これまでの地域限定保育士を一般制度化する改正になります。

それでは、2ページを御覧ください。

開成町条例第 号。

開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

今回の条例改正では、3つの条例の一部改正を行います。

第1条、開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後になります。

第25条は虐待等の禁止を定めており、児童福祉法第33条の10に項が新設されたため、「第33条の10第1項各号」に改正するものです。

第2条、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後になります。

第13条は虐待等の禁止を定めており、児童福祉法第33条の10に項が新設されたため、「第33条の10第1項各号」に改正するものです。

3ページを御覧ください。

第18条は利用乳幼児及び職員の健康診断を定めており、健康診断を行わないようにできるのは、従来は児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合のみだったところ、新たに乳幼児に対する母子保健法に基づく健康診査が行われた場合を追加する改正になります。

次の第24条、4ページから6ページにかかる第30条、第32条、第45条及び第48条は職員に関する規定で、従来、国家戦略特別区域に限って認められていた地域限定保育士を一般制度化する改正になります。

6ページを御覧ください。

第3条、開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後になります。

6 ページから 7 ページにかかる第 1 1 条は職員に関する規定で、従来、国家戦略特別区域に限って認められていた地域限定保育士を一般制度化する改正になります。

第 1 3 条は虐待等の禁止を定めており、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 に項が新設されたため、「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改正するものです。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。

御説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 5 5 号 開成町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 8 議案第 5 6 号 開成町重度障害者等年金給付条例を廃止する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。重度障害者等年金制度の運用開始後、障がい者向けの事業は整備が進んでおり、年金制度が一定の役割を終えている現状を踏まえ、開成町重度障害者等年金給付条例を廃止する条例を提案します。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

それでは、議案第 5 6 号 開成町重度障害者等年金給付条例を廃止する条例を制定することについて、御説明をさせていただきます。

ファイル名 0 6、議案第 5 6 号をお開きください。

初めに、今回の廃止条例制定の趣旨等について御説明をさせていただきます。

この条例は、障がい者の経済的な支援を図るため、住民税非課税世帯の重度の障害がある方に対し1人につき年額1万2,000円を支給するものです。昭和56年の制度開始から40年以上が経過する過程で、平成24年には町単独の事業といたしまして福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成を開始したこと、平成25年には障害者総合支援法が制定され、障害がある方へのサービス給付を原則とする経済的な支援体制は大幅に充実が図られていることなどから、重度障害者等年金給付の一定の役割は果たしたものと捉えております。

そのため当該条例を廃止する条例を定めるものでございますが、この制度の開始当初は神奈川県補助の下、県と共同歩調で支給を進めておりましたが、県は平成20年に補助を取りやめ、現在は町単独で制度を運用してございます。また、本制度の廃止後は、物価高騰の背景を踏まえ、重度障害者の自立支援の観点に目的を限定した他の制度の充実を図っていく予定で準備を進めてございます。

それでは、条例を御覧ください。2ページになります。

開成町条例第 号。

開成町重度障害者等年金給付条例を廃止する条例。

開成町重度障害者等年金給付条例は廃止する。

附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行する、でございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

9番、佐々木昇です。

議案の趣旨は理解いたしました。ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども、現在、この給付金の対象者は何名いられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

令和6年の実績といたしまして、80名の方に支給をしてございます。例年、70人から80人ぐらいの間の方が対象というふうに御理解いただければと思います。以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

こういった対象になる方や、また、それに関係される方に今回の条例の廃止することの説明をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まだ廃止するという事実が決まってございませんので、廃止するという事実をお伝えした実績はございませんが、見直しを考えているといったお知らせにつきましては令和6年度、7年度の段階で通知を各皆さんに御案内しておりますけれども、その段階で検討して見直しを考えているということをお伝えはしております。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

すみません。最後の質問になってしまうので、検討しているというお話をしたときの皆様の反応が、まずどうだったのか。また、この議案、例えば、もし通ったとしたら、その後も、そこで終わりではなくて、しっかりとした皆さんに説明、納得していただけるような丁寧な説明をしていただくことをぜひ約束していただきたいのですけれども、その辺について町の考えをお伺いします。

○議長（山本研一）

参事兼福祉介護課長。

○参事兼福祉介護課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

お認めいただいた後には、しっかりと、分かりやすさも含めて、お知らせするとともに、代替の事業、こちらのほう、年金を廃止した後もサービス水準が落ちないような水準で考えてございますので、こちらの御案内も含めてしっかりと伝えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第56号 開成町重度障害者等年金給付条例を廃止する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第9 議案第57号 指定管理者の指定について（地域集会施設）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。開成町地域集会施設条例第6条の規定により、指定管理者に開成町内の各地域集会施設の管理を行わせるため、指定管理者の指定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、ファイルナンバー07、議案第57号 指定管理者の指定について（地域集会施設）のファイルを御覧ください。

今回のこちらにつきましては、現在の地域集会施設が令和7年度をもって5年間の指定期間が終了することに伴いまして、新たに指定について提案させてもらうものでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

1の指定管理者対象施設及び指定管理者の名称等でございます。管理を行わせる公の施設の名称、岡野老人憩の家、位置、開成町岡野186番地、指定管理者の名称、岡野自治会、指定管理者の代表、岡野自治会長、内藤孝雄。以下、次ページのみなみ自治会館まで議案記載のとおりでございますので、読み上げは省略させていただきます。

2ページ目の2の指定の期間でございます。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

なお、添付しました資料でございますが、3ページ目が選定委員会委員長から地域防災課宛ての候補者選定結果報告書、4ページ目が指定管理者選定に係る評価結果書でございます。5ページ目以降につきましては、各自治会から提出されました開成町地域集会施設指定管理者指定申請書のかがみの写しになります。

それでは、選定の経過等につきましては、開成町指定管理者選定委員会委員長であります副町長から御説明申し上げます。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、私から御説明させていただきます。

地域集会施設、計14施設に関わる指定管理者候補者の選定経緯、審査方法、及び選定結果について説明いたします。

岡野老人憩の家をはじめとする14の施設につきましては、現在、指定管理期間が令和8年3月31日までとなっております。選定につきましては、開成町公の施設指定管理者選定委員会設置要綱により、私と参事級職員、計5名で構成される開成町公の施設指定管理者選定委員会にて選定を行いました。

選定の手続につきましては、令和7年7月16日に委員会を開催し、当該施設の指定管理に関わる申請資格基準や選定基準などを審査いたしました。その結果、指定管理期間は5年間とし、選考を行うことを決定いたしました。その後、8月5日から9月11日までの応募期間において、岡野自治会長ほか13の自治会長から指定管理者指定申請書が提出されました。これを受けて10月21日に選定委員会を開催し、参加資格の確認及び選定基準への適合状況について審査を行いました。

審査における評価項目については、利用者の平等な利用の確保、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減、安定的な管理を行う物的及び人的能力など18項目となります。評価点の集計に際しては、選定条件である法令等による指定資格の項目を満たしているかなどを確認し、各委員の評価を合計した結果、全ての施設が総得点3,600点中、得点率が50%以上という条件を満たしてございます。

詳細につきましては、先ほど課長から申し上げました議案の添付資料4ページ目でございます。選定結果として、14施設それぞれにおいて各自治会が指定管理者候補者として十分な資質を持った団体として評価し、選定させていただきました。

以上が説明となります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよでございます。

指定管理者の指定についての1、指定管理対象施設及び指定管理者の名称等というこの表の記載の仕方について、御質問させていただきます。一番左、管理を行わせる公の施設の名称（上段）、位置（下段）という表記がございます。条例上、特に下段に関して、「場所」という文言を使わずに「位置」という文言をあえてお使いになって条例上の記載としたことに何か特段のことがあるのかどうか。どうして「位置」という言葉が使われたのか、その辺について御答弁願えたらと存じます。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

こちらの議案は、町の地域集会施設条例、そちらで同じように「名称」と「位置」といった表記が条例のほうでされていますので、それと合わせるような形で議案のほうも「位置」という形で表記させてもらったところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、前田議員。

○6番（前田せつよ）

今、位置という表現から想像しますと、ピンポイントで座標的な形の意味合いが強いように文章から感じ取ることができまして、特に2ページ目のパレットガーデン自治会、開成町吉田島4319番地1という住所の明記がございます。位置というところから鑑みますと、最後の住所の「4319番地1」の次に枝番として「の2」。特に、パレットガーデンの場合は「ぷらっと・かいせい」の3階建ての建物の2階エリアが自治会館であるわけで、1階は私の使用の方々がいらしてということで、2階、3階に関しては町に関するところの施設とはなっておりますけれども、ここに枝番の「2」という表記が必要ではなかろうかと考えるところでございますが、この辺はどのように理解をしたらよろしいでしょうか。御見解を伺います。

○議長（山本研一）

参事兼地域防災課長。

○参事兼地域防災課長（小玉直樹）

お答えします。

あくまで位置という形の表記ですので、その土地の建物が建っているところの地番という形で今、認識はしております。すみません。細かいところは、もうちょっと調べてみないと、今、正式なお答えはできませんので、お時間をいただくか。また、この辺のところの「位置」というのを、例えば御提案のありました「住所」といった形で直すのか等も含めて、他の公の施設等と比較しまして持ち帰らせていただければと思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

委員長という意味ではなくてお答えしたいのですが、位置という部分につきましては、これは法律で決定されている部分でありまして、まず、公の施設を自治体が設置した場合、設置条例というものを必ずつくらなければいけない。その中に「名称」と「位置」という文言で書かれてございます。

この議案については指定管理の部分ですから、必ず、言われるとおり、それにのっとらなくてはならないという部分はありません。ですが、言われるとおり、見やすいほど見やすいほうがいいのではないですかというのは、それは御意見として十分承っております。

今のパレットさんの、まさしく自治会館については、言い訳のような話になりますが、条例のものをそのままここに整理をしたという形ですから、1階ですとか2階ですとか3階ですとか、そういった部分については、正直、そこまでは関知はしなかったと。土地としての場所、位置という部分で表記をしたということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

前田議員、今のは位置ということで、承知したということよろしいですか。

どうぞ。

○6番（前田せつよ）

6番、前田せつよです。

委員長の立場ではなく副町長の立場で様々、寛大な形で理解してほしいというような意味合いだったのではないかなと理解するところでございますが、前段の部分で担当の参事兼課長から、無理があれば、その辺、公の施設に関わる形の条例上の記載の状況等々、考えてみるというか調査してみるという宿題的な御発言もいただきました。お2人の御答弁をもって承知をしたいと思うところでございます。よろしく御検討願えたら、ありがたいと存じます。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

そのほか、質問、質疑はございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第57号 指定管理者の指定について（地域集会施設）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上をもちまして、本12月定例会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午後2時19分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員